

三国探検・仏骨奉迎後の岩本千綱： タイ王族・貴族の1903年紙幣偽造への加担

村嶋英治[†]

Iwamoto Chizuna's Complicity in the Counterfeiting Plot of 1903 Siamese Paper Money by Thai Royalty and Aristocrat

Eiji Murashima

On 21 November 1903, five Japanese were arrested in Bangkok on suspicion of counterfeiting Siamese (Thai) government notes. They were Iwamoto Chizuna, Yamamoto Yasutaro, Wada Inosuke (pseudonym of Sakutake Toranosuke), Sasaki Tokumo and Takahashi Sanya. These Japanese had just manufactured counterfeit banknotes in Japan and brought them to Bangkok on 10 November of the same year.

These Japanese were complicit in a banknote counterfeiting masterminded by two privileged Thais, one was Prince Pongsa (Kromma Muen Bonga Disornmahip, 1861–1936), half-brother of King Chulalongkorn, the other was Nai Peng Srisararak (1867–?). The latter was the eldest son of Chao Phraya Phasakorawong and Lady Plian, who were most prestigious aristocrats in Siam.

The roles of the Japanese suspects were as follows: Yamamoto was a close friend of Nai Peng, and as a result, liaised with Iwamoto (written as Ewamoto in Thai documents), who was well known in Japan; Iwamoto used his network to find competent counterfeiting technician and Japanese funder; Sakutake was a counterfeiting technician; Sasaki was in Bangkok to liaise with the Thai mastermind; and Takahashi was a fund provider on the Japanese side.

Economic development in Thailand has resulted in the need to circulate paper money as well as silver coins. Thailand started using government banknotes on 23 September 1902, but within six months, the above two privileged Thais plotted to counterfeit banknotes and approached the Japanese to manufacture them.

It was not until 15 April 1903 that Japan's first law (Imperial Ordinance No. 73) punishing the counterfeiting of foreign banknotes and coins etc. was implemented, and before that there was no law in Japan punishing the counterfeiting of foreign banknotes. Therefore, in February–March 1903, when Yamamoto, Iwamoto and other Japanese joined the counterfeiting of Siamese banknotes, the risk of being arrested for counterfeiting Siamese banknotes in Japan was low. In addition, Japan had extraterritorial jurisdiction rights in Thailand at the time, so Japanese nationals in Thailand were protected by the consular court, and even if they committed a crime in Thailand, Japanese law would be applied and they would not be punished under Thai law. Thus, counterfeiting Thai banknotes was a low risk for the Japanese, and they may have casually joined the conspiracy.

Iwamoto Chizuna, who had been living in Kyoto after contributing to the welcoming of Buddha relic from Thailand to Japan in June 1900, was complicit in the counterfeiting of Siamese banknotes.

This banknote counterfeiting case has been little known until now. This paper is the first to reveal the correct facts of the case by using official documents and newspaper reports from both Thai and Japanese sides.

At the same time, this paper reveals certain aspects of Thailand's political and economic society at the beginning of the 20th century. For example, the efforts of the first Japanese minister to Thailand, In-

[†] 早稲田大学名誉教授

agaki Manjoro, to build friendly relations with Thailand, economic activities of the Thai royal family and upper nobility, Japanese consular jurisdiction, the Thai judiciary not independent of the King, and Criminal penalties by the King for royalty who committed illegal acts.

The Thai Foreign Minister requested Minister Inagaki to transfer the Japanese defendants to Japan for trial in order to avoid the crimes of a member of the royal family becoming public knowledge. Minister Inagaki, who was striving for building friendly relations with Thailand, sought cooperation from the countries concerned against the reluctant attitude of the Japanese Foreign Ministry and succeeded in having the case transferred to Japan. However, the name of the culprit Thai royalty could not be kept secret. The name of Prince Pongsa was explicitly mentioned in the criminal trial to try Nai Peng, and the *Bangkok Times*' 3 December 1903 article on the Peng trial specified the name of Prince Pongsa as Peng's accomplice.

The paper is structured as follows. (1) The history of the government-issued banknotes in Thailand and the personalities of the royalty and nobility who masterminded the counterfeiting of banknotes; (2) the detection of the counterfeiting, the confessions of Nai Peng and Prince Pongsa, and the *Bangkok Times*' reporting; (3) the punishment of Prince Pongsa and Nai Peng; (4) the personalities of the Japanese suspects; and (5) the transfer of the Japanese defendants to their home country and their trial in Nagasaki.

1903年11月21日に、バンコクで5人の日本人がシャム（タイ）の政府紙幣偽造容疑で逮捕された。岩本千綱、山本安太郎、和田猪太郎（作竹虎之助の偽名）、佐々木徳母（とくも）、高橋粲哉（さんや）の5名である。これらの日本人たちは、タイの王族及びタイ随一の名門貴族の子弟を首謀者とする紙幣偽造に加担して、日本で偽札を製造して同年11月10日にバンコクに持ち込んだばかりであった。

首謀者であるタイ人は、チュラーロンコーン王（五世王）の異母弟グロマ・ムーン・ポンサーディソンマヒップ親王（Kromma Muen Bongsa Disornmahip, 以下ポンサー親王（Prince Pongsa）, 1861-1936）、前文部大臣チャオプラヤー・パーサコーラウォン（Chao Phraya Phasakorawong）及びプリアン夫人（Lady Plian）の長子ベン・シーソララック（Nai Peng Srisaraks, 1867-?）の二人である。

日本人容疑者の役割は、山本はタイ人首謀者と親しくその意を受けて日本で顔の広い岩本との連絡、岩本は人脈を使って有能な偽造技術者及び日本側の資金提供者の調達、作竹は偽造技術者、佐々木はバンコクに在ってタイ人首謀者との連絡係、高橋は日本側の資金提供者である。

タイでは、活発化した経済取引の必要に応じて1902年9月23日に政府紙幣の使用を開始したが、半年を経ずして、しかも特権階級のタイ人が紙幣偽造をたくらみ、その製造を日本人にもちかけた。

日本で初めて外国貨幣等の偽造を罰する法律（勅令第73号）が施行されたのは1903年4月15日になってからであり、それ以前は日本でシャム紙幣を偽造することを罰する法律は存在していなかった。従って、山本や岩本等の日本人たちがシャム紙幣偽造に加わった1903年の2-3月時点では、日本国内でシャム紙幣を偽造しても逮捕されるリスクは低かった。加えて当時のタイにおいては日本は條約により治外法権を有していたので、タイの日本人は領事裁判権で守られており、タイで犯罪を犯した場合でも日本の法律が適用されるので、タイの法律で処罰されることはなかった。このように日本人にとっては、タイ紙幣偽造は低リスクであったので、日本人たちは気軽に陰謀に加わった可能性がある。

タイから日本への仏骨奉迎¹（1900年6月）に貢献した後、京都で生活していた岩本千綱は1903年

¹ 1897年に三国探検から帰国した後の岩本千綱の真如法会の試みとそれに続く1900年の仏骨奉迎関連の活動については、村嶋英治『南北仏教の出会い：近代タイにおける日本仏教者、1888-1945』（早稲田大学アジア太平洋研究センター、2023年

11月のシャム紙幣偽造事件に加担した。

この紙幣偽造事件は従来殆ど知られていない。本稿は同事件の詳細を、タイ側日本側の双方の公文書や新聞報道等を用いて初めて明らかにするものである²。

同時に、本稿によって、20世紀初頭における日タイ関係とりわけ稲垣満次郎初代公使の日タイ親善関係構築の努力、タイ王族・上層貴族の経済活動、日本の領事裁判権、国王から独立していないタイの司法制度、違法行為を犯した王族の処罰方法などの一端も明らかにすることができる。

紙幣偽造事件に関してタイ側は王族の犯罪が表沙汰になることを避けるために、稲垣公使に日本人被告を日本に移送して裁判にかけようように要請した。タイとの友好親善関係構築に努力していた稲垣公使は、日本の外務省の消極的な姿勢に抗して関係国に協力を求めて本国移送を成功させた。ところが、犯人であるタイ王族の名前の秘匿は長続きせず、バンコクタイムズの1903年12月3日号のペンの裁判を報じた記事には、ペンの共犯者としてポンサー親王の名前が明記されている。

本稿は次のように構成される。即ち、①タイにおける政府紙幣発行の歴史及び紙幣偽造を首謀した王族・貴族の人物像、②偽造紙幣の摘発、ペン及びポンサー親王の自白、*Bangkok Times* 紙の報道振り、③ポンサー親王及びペンの処罰、④日本人被疑者の人物像、⑤日本人被告の本国移送と長崎での裁判、である。

本稿の引用文では、縦書きのものは横書きに、片仮名は平仮名に、漢字の殆どを旧字体から新字体に変更している。但し、送り仮名は原文通りで変更していない。なお、引用文中の（ ）は引用文原文に最初から存在するものであるが、引用文中の[]は注記、訂正などのために筆者が挿入したものである。また、シャム（暹羅）という旧来の対外的国名は、1939年6月24日に民族名であるタイ

9月刊)を参照のこと。1902年初め頃、岩本千綱は印度仏蹟参拝会なるものを企画し、その下見のために1902年春に日本を発って印度を訪問し、同年6月23日に日本に帰着した。印度訪問の途中に新嘉坡に一泊したが、この時に世界無銭旅行中の中村直吉と偶然出会い、散歩や夕食を共にして話す機会があった。中村直吉・押川春浪共編『五大洲探検記 第二卷南洋印度奇観』(博文館、1909年1月1日発行)は、新嘉坡で岩本に会った月日を明記していないが、同書に記載されている日付から考えると3月の筈である。

帰国後、岩本の印度仏蹟参拝会について報道したのは、『中央公論』7巻18号、(1902年8月1日発行、71-72頁)と『禅宗』88号(1902年7月15日号、70頁)及び90号(1902年9月15日号、62-63頁)である。禅宗90号には、『亜細亜教報』に掲載された岩本千綱著「仏陀伽耶塔辺の光景」が転載されている。禅宗88号に掲載された、印度仏蹟参拝会の会則によれば、会員を募り、毎月10~20銭の会費を徴収し、毎年抽籤により何人かの会員を渡航費滞在費無料で印度仏蹟巡拝に送り出すというものである。これは、講の一種であり、岩本が講元である。講を成立させるためには、会員集めが必須だが、加入するか否かの判断において、講元の信用度が重視されるのは当然である。結局、岩本は十分な会員を獲得できず失敗に終わった。中村直吉は、1909年に出版した、上記の本の中で、次のように述べている。

「仏蹟に参拝する人が悉く釈迦牟尼世尊の如くなるに非ずんば、到底腐敗事の免かれ難いことは、火を賭(み)るよりも明かな話で、寧ろ岩本君が早く此点に気付いて、斯る山師然たる事業から其身を退け、何故に一日も速かに自縛の苦を免かれぬのかと怪しんだ位で、果せるかな其名に於て美なる仏蹟参拝会は、後に至つて終に失敗に帰し、空しく世の嘲笑を受くる悲境に陥つたのである」(中村直吉・押川春浪共編『五大洲探検記 第二卷南洋印度奇観』博文館、1909年1月1日発行、5-6頁)。なお、他の雑誌に掲載された『亜細亜教報』の広告を見ると、1902年9月に京都で発刊された月刊誌『亜細亜教報』には京都時代の岩本千綱の論文が何本か掲載されているようであるが、同誌を所蔵する公共図書館は皆無なので読むことができないのは残念である。

² この事件に関するタイ側の最初の研究と思われるのは、タイ国立公文書館(NAT)所蔵資料を用いた、チラワット・セーン トーン(Jirawat Saengthong、現在ワライラック大学助教授)の「グロマ・ムーン・ポンサーディソンマヒップ親王とペン(シーソララック)の紙幣偽造事件：仏暦2440年代のバンコク都市社会史を映し出す像」『ラッタサートサーン(政治学報)』25巻2号、2004年、タイ語、131-163頁、である。但し、この論文の焦点は、偽札の流通・回収経路から当時の都市の経済生活を分析することにあり、偽札に関係した日本人については殆ど触れておらず、この事件の背景、過程、結末や王族上層貴族の人的関係などについても記述は少ない。

(泰)に一致させてタイと変更されたが、本稿ではシャムとタイを時期によって厳密に区別はせず、互換的に使用している。

1. タイ政府の兌換紙幣発行開始直後のタイ王族貴族の紙幣偽造

近代タイ政府は、1890年頃から拡大する経済取引の便宜のために、ナラーティップ親王（1861-1931）を中心に兌換政府紙幣発行の準備に着手した。ドイツで印刷し既にバンコクに到着済みの紙幣を1893年4月1日から使用開始予定であったが、制度不備のため混乱が予想されたので急遽延期した。その前後に3外国銀行がバンコク支店を設立した。即ち香港上海銀行支店（1888年12月設立）、チャータード銀行支店（1894年設立）、インドシナ銀行支店（1897年2月設立）の3支店である。これらの支店は、タイ政府の許可を得て銀行券を発行した。なお、銀行券は1902年9月の政府紙幣の発行後減少し1909年までに市場から姿を消した。

1900年にタイ政府は紙幣発行の新たな責任者としてインド政府財務省のW. J. F. Williamson（1867-1954）を雇用了。彼を中心に新たに紙幣発行準備が進められた。

1902年6月29日の『タイ官報』19巻223-226頁に、「紙幣法」が公布された。同法は、紙幣（Thana Bat）と称するシャム政府の約束手形（promissory note）を発行する、この紙幣をシャム政府に提示した場合直ちに銀貨に交換することを保証する、紙幣の発行・交換を担当する官庁として紙幣局（Krom Thana Bat）を置き、その長である紙幣局長（Chao Krom）は大蔵大臣の指揮を受ける、と定めた。また、1903年10月25日付布告の「貨幣法」によって、1バーツ銀貨は15グラムで純銀の割合は90パーセントであることが定められた（『タイ官報』20巻517-519頁、1903年11月1日）。

イギリスのThomas De La Rue社が印刷した五種類（5, 10, 20, 100, 1000バーツ）のタイ政府紙幣が、1902年9月23日から市中に出廻った。五種類の紙幣は色が異なり、片面のみの印刷であった。紙幣には、3つの頭象（エラワン）のすかし模様、加えて英タイ両文字で「シャム政府」及び金額の透かしが入っていた。流通から6ヵ月余を経た1903年3月31日時点において市中に流通していた紙幣総額は347万9105バーツであった（サンチャイ・ウォンサラワニー、スマイワディー・メークスット著『タイの紙幣、四世王-八世王』ピピタパンシンラパタイ社、2018年、タイ語、20-57頁など）。

タイ経済発展のために極めて重要な紙幣の本格的発行の直後に、紙幣偽造を計画した王族が現れた。四世王の第55子で五世王の異母弟、グロマ・ムーン・ボンサーディソンマヒップ親王（ボンサー親王、出生名はプラオンチャオ・チャイヤヌチット）である。1887年4月30日に42名の枢密院議員が補充任命されたが、このうち18名は若手の王弟であった。18名中の一人として、ボンサー親王も枢密院議員に任じられた（『タイ官報』4巻45-47頁）。1898年11月にボンサー親王の王族ランクはグロマ・ムーンに昇格した。昇格の勅語では、彼の功績は、五世王の命に代えて様々な職務を担当し、例えば王宮やエメラルド寺院の修理担当、博物館局長、バンコク市内バムルンムアン路の洋館裁判事件を迅速に解決した判事の一人であったことが挙げられている（『タイ官報』15巻、341-343頁）。

ボンサー親王が初代の博物館局長として在職したのは、1887年から1893年までの間である。タイの博物館は、1871年にシンガポール、ジャワを視察した五世王が、1874年9月19日に王宮内の近衛兵倶楽部内に西洋式の博物館（Museum）を開設したことに始まる。この開設を担当したのは、プ

ラー（1892年12月にチャオプレーヤーに昇格）・パーサコーラウォン及びヘンリー・アラバスターであった。1885年に副王（ワン・ナー）が没した後、博物館は副王の王宮内に移転した。それは1887年のことであるが、この時に博物館局が設立され、初代局長にボンサー親王が任じられたのである。

1892年に文部省（プレーヤー・パーサコーラウォンが文部大臣）が新設されると博物館局は文部省の所管となった。二人目の博物館局長に任じられた者は、パーサコーラウォン文部大臣の長子であるペン・ブンナーク（Nai Peng, 日本側資料は「ナイペング」と記す。1899年初まで官名はチャムーン・シーソララック）である。ペンは1893年から1899年初めまで局長として在職し、1896年にはヨーロッパ各地の博物館を視察³して、博物館の改革を提案した（9世王記念ナコンラーチャシーマー国立図書館HPの「博物館の歴史と役割」）。ペンはパーサコーラウォンを父、1893年の暹仏紛争時に赤十字創設を企画し皇后の下でタイ赤十字の事務局長を務めたプリアンを母として、名門貴族の長男として1867年頃に生まれ、3人の妹と一人の弟がいた。両親は学齢期のペンを欧州に留学させ、帰国後養女と結婚させた（タイ国立公文書館（以下NAT）[5.6 5621.6/36](#), p.14）。ペンのすぐ下の妹のピット（1870-1965）は五世王の側室であり、次の妹パットは王族のラチャニー・チェームチャラット（Prince Rajani, 後のピタヤーロンコーン親王、1877-1945）と結婚した。1902年9月の最初のシャム紙幣には当時紙幣局長であったラチャニー親王のサインがある。

ところが、ペンは博打に狂い、多額の農地税を滞納し、借金も重ねた上、両親の財産を盗むなど悪事を重ねた。職務を汚すことを危惧した両親は、1899年1月13日付で国王にペンの官位官名と役職を剥奪するように願い出た。ペンの滞納税額は2万477バーツ余に上り、この内5600バーツは両親が支払済みで、残りも両親が今後毎年1600バーツを分割払いすることになった。ペンは滞納金の一部を流用して起業しようとしたが、却て赤字を出して負債を増やしたという。ペンは両親の相続人から排除され、官僚貴族パーサコーラウォン家の長男として下賜されていた勲章も返納させられた（NAT [5.5 558/10](#)）。

ペンと妻子は、パーサコーラウォン邸内の洋館から追い出され、同邸敷地内の長屋に移動させられた。農地税の滞納額から見て、ペンはタイの最上層官僚貴族の子弟らしく自分名義の広大な農地を所有していたことが分かる。

1902年1月18日にペンは国王に対して官吏に復職したいという請願書を提出した。その内容は、反省して真人間に戻った、妻子を養うための収入が少なくて困っている、自分は官吏になるように育てられ、それ以外の職業には能がないので、官吏に戻りたい、役職を剥奪されたのち、自分の農地があるセーンセープ地域の実状を観察して、この地域の産業を発展させるための計画案を作成したので添付する、というものであった。彼はバンコクからチャチョンサオ方面に広がるセーンセープの荒野開発を担当する職務を希望したのである。彼の開発案は大臣たちに配布されたが、同年2月13日の閣議で大臣たちは既に政府も考えていることであると発言して関心を示さなかった（NAT [5.5 558/11/33](#)）。

³ 当時のペンの官名はチャムーン・シーソララックであったが、チャクラボン王子（五世王とサオワパー皇后の次男でチャオ・ファーの称号を有する高位王族）が1896年5月に欧州に留学する際に世話係の一人として同行した（『五世王の3回に亘るジャワ島旅行記録』芸術局1966年再版、タイ語、35頁）。

官位官名を失った後のペンは、ペン・シーソラックと称し、1903年の紙幣偽造事件時もこの名であった。1913年7月1日に苗字使用法が施行され、父のパーサコーラウォンがブンナークという苗字を下賜された後は、ペン・ブンナークと名乗った。

注目すべきことには、ポンサー親王が初代博物館局長、続いてペングが二代目の博物館局長に就任している。紙幣偽造の首謀者である両人の間の接点の一つがうかがえることである。ポンサー親王はペンより6歳ほど年長だが、ペンの紙幣偽造を裁いた刑事裁判におけるティワーコーン親王の1903年12月5日の証言では“that man [Prince Pongsa] and Nai Peng were very good friends and went about together a good deal” (*Bangkok Times*, 5 Dec., 1903) という関係にあった。

ポンサー親王の母は中堅官僚貴族を父にもつ Thiang (1831-1914) である。Thiang は四世王の側室で、四世王との間に10子をもうけた。ポンサー親王はその第7子である。また、Thiang の実妹2人も四世王の側室であり、そのうちの一人 Chum (1844-1923) はダムロン親王の母である。四世王の第57子であるダムロン親王 (1862-1943) は1903年当時内務大臣であり、異母兄である五世王の最側近であった。ダムロン親王は後述のように伯母の Thiang に頼まれて、偽札事件で王宮内に幽閉されたポンサー親王をバンコクから離れたナコンチャイシーの地に移すことに尽力した。更に、Thiang の異母妹2名は五世王の側室であり、そのうちの一人であるタブティム (1857-1938) は、ナコンチャイシー親王 (1876-1914) の母である。ナコンチャイシー親王は、1903年当時陸軍司令官の要職にあった。

ポンサー親王自身は顯職といえるような役職には任じられたことはないが、他の異母兄弟同様に枢密院議員に任じられ、王族としてのランクもグロマ・ムーンに昇格しており、数多い五世王の王弟たちと比して遜色のない処遇を受けていたとすることができる。そのうえ、彼は並みの王族以上に恵まれていたのではないかと推測される。その理由は、彼は王族内に数多い親族縁戚を有するだけではなく、血筋が近い親族として最有力王族であるダムロン親王やナコンチャイシー親王などが存在していたからである。彼は無力な弱小王族ではなく、むしろ有力王族を含む大ファミリーの一員であった。彼のこのような地位が、政府紙幣発行直後に、紙幣を大量に偽造するという大胆な犯行を思いつかせた可能性も考えられる。

ペンの両親や近い親族たちには文筆に長じた者が多く、ペンも文筆の才に恵まれていたようである。ペンは、五世王建立のワット・ベンチャマポピットの布薩堂の本尊であるプラプッタチンナラート仏像のお祭りに際し、1901年に韻文で『バンコクのプラプッタチンナラート仏の由来』を出版している。紙幣偽造及び行使の罪で1903年11月から4年3ヵ月間囚人として獄中にあったペンは、五世王に請願し、五世王の側室である妹ピットの口添えもあって1908年2月に放免された。ペンは一雨安居の間比丘として出家した。ペンの還俗後、タイ料理レシピを出版したタイ料理の大家でもある母プリアンはペン夫婦にレストランを開かせたが、ペンは再び賭博に耽り、数ヶ月で閉店した (NAT 5.6 521.6/36, p.14)。

噂ではパーサコーラウォンの若い女性へのセクハラに端を発したとも言われているが、海軍軍人がパーサコーラウォン、プリアン夫妻を殺害する目的でパーサコーラウォン邸に侵入し、プリアンを斬って負傷させた。プリアンは1911年12月11日に死亡した。

ペンは1910年にはタイ語日刊紙『サム・サマイ』(タイ国立図書館には所蔵なし)を創刊し、

1912年には英文『1870年の普仏戦争史』のタイ語訳、1913年には英文『ボア戦争史』及びSir John Bowringの『シャム王国と人民』の第16章(1855年3-4月の訪タイ日誌)をタイ語訳して刊行した。

2. 偽札事件

偽札捜査の責任者であるバンコク警視総監の報告、警察に逮捕されたペンの自供、王族トップによるポンサー親王尋問、及び*Bangkok Times*紙の偽札事件に関する報道振りを見てみよう。

2.1 Lawson 警視総監の報告

Eric St. J. Lawson バンコク警視総監(Chief Commissioner of Police for Bangkok)は偽札事件捜査の責任者である。彼が1903年11月24日付で、上司の京畿大臣ナレート親王に提出した報告によれば、偽札事件の概略は以下の通りである。

11月18日の正午頃、Lawsonは大蔵省のWilliamsonから香港上海銀行バンコク支店で偽札が見つかったという報告を受けた。そこでWilliamsonと共に同支店を訪問し、2枚の偽札を確認した。偽札を本物と比べると一ヶ所点が落ち、また、“d”とすべき所を誤って“p”と印刷されていた。支店に偽札を預け入れた者を訪問して尋ねると、一商人から受け取ったことがわかった。そこでその商人に尋ねてみたが、誰から受け取ったかを思い出せなかった。そこでLawsonは役所に戻り、賭場請負人や宝くじ請負人を呼び出して偽札の特徴を説明した。次にチャータード銀行、インドシナ銀行、税関の代表を集めて偽札について説明した。また、鉄道局にも通知した。

翌11月19日もLawsonは偽札の経路を調べた。その過程でチャータード銀行支店が、偽百パーツ札9枚、偽20パーツ札54枚を受け取ったことを知った。これらの偽札を調べると3枚に印度商人の名が記入されていた。その名の商人に尋ねると、1200パーツの商品の代価としてペン・シーソララック(Nai Peng Srisararak)から、12枚の百パーツ札を受け取ったと確言した。また、別の印度商人もペンから百パーツ札4枚を受け取ったことが分かった。Lawsonが知っているペンは、博打狂で僅かな支払いにも困るほどの貧しい人物なので、ペンが2日間で1600パーツも使ったことは理解し難いことであった。そこで大蔵省にラチャニー親王を訪ね、ペンは疑わしいので家宅捜索に同行して欲しいと依頼した。ラチャニー親王は紙幣局長であり且つペンの義弟でもある。ペンは父のチャオプラーヤ・パーサコーラウォン邸の敷地内に住んでいるので、パーサコーラウォンに説明して家宅捜索の了解を得るためには義理の息子であるラチャニー親王に説明してもらうのが一番よいと考えたからである。ラチャニーはLawsonに、数ヶ月前に山本という日本人[山本安太郎]が偽札を造れると自慢しているという噂を聞いたことがあるので、この日本人が疑わしいと語った。パーサコーラウォン邸を訪ねて、ペンを尋問した。ペンは11月11日にポンサー親王から賭博で2000パーツを勝ち、14日には他の人から1900パーツ、15日には700パーツ、16日には3700パーツを勝ったと説明した。家宅捜索の結果、偽札は見つからず4000パーツ近い本物の紙幣が見つかった。ペンと同居している佐々木[徳母]は不在だったので、佐々木の部屋を封印した。19日夕方チャータード銀行支店長が、ペンは11月18日に主に百パーツ及び20パーツ紙幣で6090パーツの預金をし、その日のうちに4000パーツを銀貨で引き出したと通知してきた。ペンが買物に使った金、自宅保管の4000パー

ツ及び銀行に預けた金の合計は、ペンが賭博で勝ったと説明した額よりも大きく、ペンは他には収入の途を持たないので、Lawson のペンへの疑いは増大した。19 日夜には日本人についても調べた。数日前にバンコクに到着した日本人 4 名が Hotel Continental に宿泊していることが分かった。彼等がペンの共謀者ではないかと疑い、家宅捜索を行った。日本領事 [小松緑] に申し出たところ、警察官 [白井義三郎警部] が同行した。ホテルのフランス人所有者が立入を許可しなかったため、フランス領事を訪ねて同行してもらった。捜索の結果、偽札は見つからなかったが、和田 [猪之助]⁴ という日本人が本物の 1000 バーツ紙幣を一枚持っているだけであり、日本人たちはその他には何の金銭も為替小切手も所持していなかったため疑念が生じた。

11 月 20 日 Lawson はペンが賭博をしたという相手方を取調べ、彼等にペンが偽札で支払ったことが判明した。Lawson はペンが犯人であると確信して逮捕状を出した。取調の結果、ペンはすべてを自白した。

11 月 21 日朝、日本領事の令状を得て、ホテルで岩本⁵ [千綱]、高橋 [繁哉]、和田 [猪之助] の 3 名を逮捕した。佐々木 [徳母] はペンの家で逮捕し、山本 [安太郎] はその日遅くなって出頭してきた。これらの日本人は自白した。これらの日本人に関する手持ちの情報は次の通りである。

岩本はこれらの日本人たちの中で頭脳が優れている人物で、嘗て日本陸軍に所属していた。士官学校をトップで卒業した⁶。大尉 [マ] の時に金銭問題を起こし、罷免された。山本はシャムに長年住んでおり、タイ語がうまい。彼はパーサコーラウォンの配下だが、詐欺師ペテン師として悪名が甚だしい。佐々木は、頭は良くないがヤクザ気質で揉め事をしばしば起こしている。和田は印刷者である。彼は 5-6 人の雇人を使う小さな紙工場をもっている。工場の近くの家で紙を造り、自分で紙幣の模様を掘り印刷した。高橋は 900 円の経費を負担した。

イギリス人の印刷の専門家によると偽札は石版印刷であり、石 1 枚で 5000 枚印刷できるので、2 枚で 1 万枚、即ち 20 バーツ紙幣、百バーツ紙幣が各々 1 万枚印刷可能であり、額面を合計すれば 120 万バーツになる。今回タイに持ち込んだ残りは、日本にあるのだろうか、これらを破壊しておかないと、再び出廻る可能性が残る。

11 月 23 日にペンは刑事裁判所で裁かれることが決まった。日本人については取調を継続中である。日本領事は、大阪及び京都で偽札の捜索をするように打電した。

最後に Lawson は犯罪人であるボンサー親王 (Prince Pongsa) とペン (Nai Peng) の財産を没収して、偽札を受け取った人への補償に用いるべきであると提案した (NAT 5.5 ¶.11/8, pp. 28-33)。

1903 年 11 月 26 日付で京畿大臣ナレート親王は国王に次のように報告した。

即ち、今回日本人がタイに持ち込んだ偽札はペンの自供では 8 万余バーツ、日本人の自供では 5 万バーツである (同上 21, 23 頁)。ペンが一人で使った偽札の支払先と支払額についてはリストを作成

⁴ 「和田」はタイ側の取調時に名乗った偽名で、後述するように本名は、「作竹虎之助」である。「作竹」という苗字は極めて珍しいものようで、8 万の日本人の苗字を採録している、日外アソシエーツ編集部『苗字 8 万よみかた辞典』(紀伊國屋書店、1998 年)にも、「作竹」という苗字は見出せない。「作竹」の読み方は「さくたけ」、「さくちく」などがあり得ようが、本稿のローマ字表記では Sakutake としておく。

⁵ タイ側公文書及び Bangkok Times 紙では、岩本は Ewamoto と表記されている。

⁶ Lawson 警視総監が記す、逮捕した日本人 5 名の人物像に関する情報は、日本領事側から提供されたものと考えられるが、岩本は 65 名の士官学校同期生中、トップの成績ではなく 6 位の成績である (村嶋英治「1890 年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業：渡タイ (シャム) 前の経歴と移民事業を中心に (上)」『アジア太平洋討究』26 号、2016 年、164 頁)。

しているが、その合計額は2万7830パーツである。ペンの自供では使わなかった偽札は川に沈めたという。一方、11月26日までに京畿省バンコク警視庁が偽札16020パーツ（百パーツ紙幣74枚、20パーツ紙幣431枚）、大蔵省紙幣局が偽札6660パーツ（百パーツ紙幣36枚、20パーツ紙幣153枚）を回収した。偽札の回収額合計は2万2680パーツであり（同上56-58頁）、ペングが一人で使用した額よりも少ない。ポンサー親王が取得した偽札を探すために、京畿大臣ナレート親王は内務大臣ダムロン親王とともに、ポンサー親王がワット・ボーウォン寺に預けている荷物を調べたが見つからなかった。ポンサー邸では、ポンサーの実兄グロマ・ムーン・ラーチャサクサモーン（1856-1931）とポンサーの長男モームチャオ・サリットデート（1881-1955）が探したが偽札は発見されなかった。しかし、11月20日にポンサー邸の池の中から20パーツ札一束が浮上したというので、警察が池を浚ったところ、3束を発見した。池から浮上した最初の偽札はポンサーが焼いてしまったが、その後池から発見された20パーツ偽札の合計は355枚である（同上24頁）。

2.2 Nai Peng (36歳) の京畿大臣ナレート親王に対する自白供述書（1903年11月20日）を要約すれば次の通りである。

私（ペン）は1903年2月にポンサー親王邸で、ポンサー親王と夕食を共にしながら話す機会があった。その時親王は、政府紙幣について、片面刷りの上サインも印刷で済ませている粗末なものだ、いずれ偽札がでるだろうと語った。私は、偽札は簡単に造れるが、逮捕投獄されるだろうと応えた。それから3-4日してポンサー親王邸を訪ねた時、親王は、私に本当に偽札が造れるかと問い、ドイツでなら造れるだろうが、知り合いがいないと語った。私はドイツでなくても日本でも造れる、もしそのようなお考えがあるのなら日本人の山本〔安太郎〕をつれて来ると応えた。2日後バーン・モーで山本に会ったので翌日私の自宅に来るように求めた。自宅に来た山本に政府紙幣を見せて、日本で造れるかと尋ねた。山本は、日本人は上手に造れるだろう、しかし一回日本に帰って調べることが必要だと返事した。そこで同夜にポンサー親王邸に来るように求めた。同邸で親王から紙幣偽造の相談を受けた山本は、もし山本が日本に帰り岩本〔千綱〕中尉に会えば成功するだろう、岩本中尉は日本で顔の広い人だから、と答えた。親王が経費を尋ねると、山本は、日本への往復費用は150-200弗あればよい、この他に日本として政府紙幣が必要だと答えた。親王は経費に合意し、もし偽造がうまくいかない場合でも、日本刀の柄を修理し、靴製造のための道具と日本人職人をつれて来タイするように命じた。

2日後、山本はペンに5日後コーラート号で出国したいと語り旅費と紙幣見本を求めた。翌朝ポンサー親王は山本に150弗（香港上海銀行券）と紙幣見本を与えた。3月某日に山本は日本に旅立った。5月になって、山本が京都からペンに“Contracted send 2000 yen”と打電してきた。ポンサー親王は異母兄グロマ・ムーン・ティワーコーン（1857-1916）に水田を売ったが未収になっていた残金を回収して1200円を用立てることにした。ポンサー親王は、ペンをつれてティワーコーン親王を訪ねた⁷。ティワーコーン親王は、1200円分をプラ・チャローンラーチャトン（劉聡敏、1868-1929）に渡

⁷ 1903年12月5日にペンの裁判に証人として出廷したティワーコーン親王の証言では、ポンサー親王に頼まれて、1903年1月にポンサー親王所有の農地3600ライ（576ha, Siam Canals, Land and Irrigation Co. Ltd. が開発）を360チャン（2万8800パーツ）で購入した。うち260チャンを払い、残る100チャンを1年以内に支払うことにしていたが、5月にポンサー親王から日本に送金するために必要であるとして30チャンの支払を求められた。ペンに小切手を渡す時に使用目的を尋ねると、ペンは花火製造の機械を購入するためだと答えた（*Bangkok Times*, 5 Dec. and 7 Dec. 1903）。

し、劉が香港上海銀行の小切手に換えてポンサー親王に手交することで合意した。数日後この小切手はペンの山本宛の手紙とともに日本に郵送された。1903年7月か8月のある日、岩本陸軍中尉と佐々木がペンの自宅を訪問し、山本のペン宛のタイ語の手紙をもたらした。手紙には、「岩本は我らの仲間で信頼できる、紙幣を造る件については岩本に相談せよ、またポンサー親王にも引き合わせよ、出来上がった紙幣を見本として同封する、山本」と書かれていた。その日の午後、ペンは車でパーククロンタラートの洋館に向かい佐々木と岩本を迎えた後、ポンサー親王を訪問した。岩本はポンサー親王に、香港と上海の5弗紙幣の偽札を見せて、本物そっくりに造られている、シヤムの紙幣を偽造することは香港や上海の紙幣よりも容易なことだ、紙のパリパリとした感触以外は、全く同じに造ることができる、と語った。岩本は親王に900円を求めたが、親王は、今は金がないと体よく断った。岩本は更に、もし偽札の紙の質をシヤム紙幣と同じにするには高額の金がかかる、大型のプレス機は7000円するし、日本の造幣局から紙を持ち出させるための賄賂や同造幣局で働く紙幣の図柄を彫る工芸官や印刷工を仲間に引き込むための費用として3000円かかると語った。親王は金がかかり過ぎると答えた。岩本と佐々木が退出した後、親王はペンに、岩本が見本として見せた香港や上海の紙幣は本当によく出来ているが、これをダシにして金を騙し取ろうとしているのではないか、信用はできないと語った。

それから2-3日後、ペン、岩本、佐々木はポンサー親王を再訪した。岩本は金のことを尋ねた。親王はまだ用立てできない、後日送金すると答えた。岩本は日本に送金する場合は、宛名を山本一人ではなく岩本の名も加えるように求めた。岩本が明日の船で帰国すると言って佐々木とともに退出した後、親王は山本宛に「急いで紙幣を送れ、紙幣を送りもせずに、しばしば前金を求めても金はない。できているだけの紙幣を急いで送ってくれば送金する」という内容の手紙を書き、サインをして岩本に託すようにと言ってペンに預けた。

1903年10月に佐々木がペンに次のように告げた。岩本の手紙が届いた、その内容は、岩本は日本公使〔稲垣満次郎〕と同じ船で10月17日に、4人連れて出発する、同行者は山本、印刷職人の和田、印刷に資金提供した人物〔高橋粲哉〕で、ホテルを予約して欲しい、というものだった。

1903年11月10日に山本ら4名を載せたキャンオイ号がバンコクに到着して、夕方5時に山本がペンを訪ねてきた。紙幣は日本屏風の中に隠して税関を通過し、シーロム通り（バーンラック）のコンティネンタルホテルに宿泊している、持ち込んだ紙幣は百パーツ、20パーツ紙幣で合計8万パーツ余であると語って、ペンに百パーツ、20パーツ各一枚を見本として渡した。この夜、山本と共にポンサー親王を訪問するつもりであったが、親王はワット・ボーウォン寺で仕事があり忙しかった。11月11日にペンは一人でホテルを訪ね、偽札3920パーツを貰ってポケットに入れて帰った。11月12日夜、ペンはワット・ボーウォン寺でポンサー親王を車に乗せて、ホテルに案内した。親王、ペン、山本、岩本、印刷職人の和田、日本で資金提供をしたもう一人〔高橋粲哉〕の6名で話した（佐々木はホテルには来ず）。和田は百パーツ100枚の束と20パーツ100枚の束を親王に見せた。親王は、よく出来ているが、紙がシヤム紙幣とは同じではないと述べた。和田が、答えて曰く、紙質が違う⁸

⁸ 大蔵大臣グロマ・ムーン・マヒソン親王（1866-1907）は、五世王宛の1903年11月19日付報告で、「偽札が出廻っていることを知らない人は、問題無く受け取るだろうが、本物と比べてみると偽札はインクの色も紙の質も異なっている」（NAT 5.5 9.11/7, p.7）と述べている。

のは資金不足のためで、もし資金があれば本物と同じように造ることができる、今回は資金集めのために、試しに使って見るとよい、間違いやズレが判れば改善したい、11月25日にバンコクを発つ予定だが、2万パーツほどあれば十分だ、早く帰国しないと待たせている偽造の仲間を40日間も遊ばせることになってしまう、と。親王は、11月19日に2万パーツを用意する、今後は千パーツ紙幣も造ってくれ、千パーツは5千枚、百パーツは1万枚か2万枚、20パーツはいくらでも可能なだけと枚数を指定し、ペンに千パーツ紙幣の見本を1枚用意するように指示した。更に、親王は、今後は経費を差し引いた後の利益を、親王25%、ペン25%、日本人50%で配分したいと語った。その時、和田か岩本かが紙幣偽造では金持ちになることはできない、時々金銭を手にする程度が関の山であると批判した。そこで親王は、それならインドシナ銀行、香港上海銀行、チャータード銀行の銀行券の偽造はどうだろうと答えた。和田はこの3行の銀行券の偽造は難しくはないが、サインが印刷されず自筆であるので面倒だと答えて、やる気を見せなかった。和田は、他のやり方もあるとして、紙幣偽造で資金を作ったら、偽札造りは止めてシャムの硬貨を作る偽金製造の方がよい、硬貨一枚当たりの儲けは50%にもなると述べた。ペンは偽金造りに賛成した。親王は次のように語った。今回の紙幣偽造で2万パーツの投資額を回収した後に残った金は、まず精米所を賃借して精米した米を日本に輸出したい、帰りには日本で偽造した紙幣や硬貨をタイに持ち込みたい、更に日本に店を出し、バンコクでは精米所を創設して、日本とバンコクの間に航路を開きたい、と。岩本が親王に今晚紙幣を持ち帰るか尋ねると、親王がそうすると答えたので、和田と岩本は百パーツ100枚の束と20パーツ100枚の束を親王に手交した。ペンの車に乗った親王は、ワット・ポーウォンに行くように命じ、同寺にある自分の衣服箱の中に札束を隠した。

11月13日ペンはホテルを一人で訪ねて、岩本、和田、山本及び名前を知らない人〔高橋粲哉〕に会い、ポンサー親王が少ししか偽札を分けてくれないと訴えて、20パーツの束を4束と、百パーツ札で1000パーツ分を貰った（合計9000パーツ）。

ペンの自白供述書末尾の付表によると、ペンは日本人から2回計1万2920パーツ、親王から1回1万2000パーツ、合計2万4920パーツの偽札を取得した。ペンは自宅の金庫に保管し、使う時は妻のクラチャンか息子に開けさせた。ペンは偽札で商店や知人から合計1万2840パーツ（金塊、ダイヤのイヤリングや指輪、2頭の馬など）の買物をし、合計7400パーツの負債を4名に返済した、更に買ったものを質入れして本物の紙幣を得て銀行に6590パーツを預金した。

11月18日にペンは偽札の情報が広まっていることを知り、質入れして換金した現金をチャータード銀行支店に預けた。警察が偽札の捜査をしていることも知って、自宅に置いていた残りの偽札を隠した。11月19日午後1時頃、バンコク警視総監が紙幣局長（ペンの義弟のラチャニー親王）を伴って自宅を訪問し、家宅捜索をした。佐々木は不在だったので、佐々木の部屋は封印された。この日、ペンはポンサー親王を訪ね、偽札とは知らなかったと弁明することで口裏を合わせた。次いでタラート・ノイで山本に会い、日本人たちに逃亡するように勧めた。山本が、金がなく逃亡できないというので、本物の千パーツ札を渡した。この夜偽札を甕に入れて家の前の運河を渡る橋の下に沈めた。11月20日午前2時ごろに佐々木が帰宅して家宅捜索を受けた。朝7時にポンサー親王から呼び出しを受けて訪問した。同日13時に逮捕された（NAT 5.5 ¶.11/8, pp. 40-49）。

2.3 Prince Pongsa の自白

ボンサー親王は1903年11月20日に京畿大臣ナレート親王、外務大臣テーウォン親王及び内務大臣ダムロン親王の3有力大臣から王宮内で偽札について尋問を受けた。ボンサーは次のように回答した。

ラタナコーシン暦121年の末頃(1903年2-3月)にペン・シーソララックが自邸を訪問した時、どんなビジネスが儲かるかの話になった。私はシャムで使っている靴は品質が悪いので、日本から靴職人を呼んで作らせればよく売れるだろうと思いついた。この時、座にいた者が、花火を作れたらいいのにと話した。それから3-4日後、ペンが山本[安太郎]を連れてきた。山本は靴と花火を作る道具と材料には80チャン(6400バーツ)ほど経費が必要で、花火製造には火事に備えて人家から離れた場所が必要だと話した。私は自分の土地が人家のないサバトムワンにあるので大丈夫だと答えた。その後、山本が来て経費は60チャン(4800バーツ)でもできると語ったが、私は黙っていた。それから15日ほどしてペンが山本と共に来訪し、事業の資金はできた、山本を日本に派遣するが、何か山本に買って来て欲しい物があるかと尋ねたので、日本刀の鞘の修理と機械などの入手を頼んだ。山本が日本に帰ったのち、1903年5月頃にペンが訪ねて来て、依頼した機械器具は製造中だが1200円が必要だと請求した。私がグロマ・ムーン・ティワーコーン親王からの未回収金以外には金はないと断ると、ペンはティワーコーン親王がプラ・チャローンラーチャトン(劉聡敏)から借金して返済する方法があるのではないかと提言した。そこでティワーコーン親王を訪ね、返済を求めると、3-4日後に銀行小切手で返済された。それをペンに与えた。6月に山本から、製造中のものは完成したという手紙を受け取った。その後ペンは岩本[千綱]という日本人をつれてきた。岩本は、靴や花火の製造よりも偽札製造の方が、儲けが大きいと言って偽札の見本を見せて900円を求めたが、断った。

11月12日になって、ペンが来訪し、日本人が到着した、注文していた物の外に偽札ももって来たと告げた。11月13日⁹にペンがワット・ボーウォンに私を迎えにきたので、ホテルに注文の品を受け取りにいった。ところが、ペンと山本が示したのは偽札であった。更に、ペンと4人の日本人たちは、大がかりに偽造するためには機械を買う金が必要であると口々に言って資金を求めたが、私は何も応えなかった。日本人は偽札を半インチあまりの厚みの束にしていた。私がペンと共に引き上げる時、偽札10束くらいを渡された。ペンに金額を尋ねると2万バーツと答えた。私は、ペンに2万バーツほどの僅かな金で重罰を受けるのは割に合わない、偽札を使わないように、と注意した。ペンは負債返済のために使ったらどうかと全額を私に渡そうとしたが、私は寺の中にいたので受け取らなかった。ペンは、偽札は廃棄すると語った。その後11月19日までペンに会わなかった。19日にペンは訪ねてきて家宅捜索を受けたと語ったので、偽札をどこで使ったのだと質問すると、インド人商店2軒で1000バーツ余を使ったという。私が投獄間違いなしと言うと、ペンは、偽札は次々に人の手を渡っているので出所不明だし、警察は家宅捜索でも偽札を発見していないので大丈夫だと反論し、私に誰にも話さないでくれと頼んだ。私は、誰にも言わないが、国王の命令があれば聞きしたことを誠実に申し上げる外はないと答えた。

11月20日朝、ペンを自邸に呼んで既に数ヶ所で偽札を使ったのだから罪を免れることはできないと

⁹ 前述のようにペンは11月12日と供述しているので、ボンサー親王の自白とは一日ズレている。

言うど、ペンは自分が偽造したのではなく、他人が使った偽札を受け取って使ったに過ぎないと言いつ返した。同日昼過ぎにペンの母親のプリアン夫人が訪ねてきて、ペンが逮捕されたことを告げ、ペンが使った金は親王から借りたことにして欲しいと頼んだが、私は口裏を合わせても無駄だ、ペンは投獄される外ないと答えた。夫人は、他人が使った金を受け取って偽札とは知らずに使ったに過ぎないと反論したが、私は偽札であることは間違いない、ペンに使うなど注意して、ペンも使わないと約束していたのに、と応じた。夫人曰く、自分の息子だから助けない訳にはいかない、山本の話では偽札は親王にも渡したので自邸に隠されている筈だ、と。私は自邸に隠したことはない、偽札は総てペンが持って帰った、と述べた。夫人はペンの話では偽札は総て川に捨てたようだと語り、最後に、逮捕されているペンの身柄を私が引き取りに行つて欲しいと頼まれたが、断つた (NAT 5.5 9.11/8, pp. 2-13)。

ペンとポンサーの自白の内容は大きく異なっている。ペンの自白では、ポンサー親王が偽札造りを発意し資金も出した首謀者であることを意味する。即ち、ポンサーはペンを通じて山本に偽札造りの経費を与え、日本に帰つた山本は京都の岩本千綱と連絡し、岩本が和田に偽札を造らせた。一方、ポンサーの話では、日本人に与えた資金は、タイで靴造りと花火製造のビジネスを起業する目的のためであり、偽札製造については1903年7月前後に来訪した岩本千綱から持ち掛けられたが、資金提供を断つた、偽札造りはペンと日本人のたくらみであり自分とは関係ない、自分は偽札を受領したこともなく、巻き添えを食らっただけであるというのである。

なお、「新発展地暹羅に於ける有望事業」と題した『実業之日本』8巻20号(1905年10月1日発行)の記事は、邦人に適するシャム事業の第一に靴直しを挙げて、次のように述べている。

シヤム人は一般に跣足(はだし)であるが、上流、中流の人々になると必ず靴を穿(は)く。それに西洋人も支那人も、又他の人種も皆靴を穿くので、靴の需用は大したものだ。西洋人は多くは白色又は茶褐色のズツク、シヤム人、支那人等はこの外に黒色のをも用ふるが、その靴直しの職人は大概支那人で、直し賃が高くて、仕事下手と来ているから、護謨靴のやうな、一足十円近い靴でも、多くは修繕をしないで、少し損所が出来れば、そのまま棄てて仕舞ふのが普通である。だから日本の職工が往(い)つて、手際よく修繕し比較的安くすれば、仕事のしきれぬほど繁昌するのは請合ひだ。支那人は、下手の癖に一足十円五十銭から取る。手際がよければ、同じ賃でも繁昌する道理だが、それより十銭か二十銭安くすると思へば先づ間違ひはない(同号33-34頁)。

さて、日本人たちから1903年11月11日に偽札を得たペンは、直ぐに派手に使い、受領後1週間で偽札事件の発覚となったが、一方、ポンサーは偽札を使うことはなかった。しかし、ポンサー邸の池の水中に隠した偽札が露見して、ペンの供述が事実に近いことが判明した。

上述の自白では、ペンもポンサーも、岩本が1903年7月前後(本稿末尾引用の1904年3月10日の判決では6月)に、短期間バンコクに来訪して、ポンサーに追加の資金を催促したことを述べている。この時の岩本の訪タイは旅券下付表の記録を見つけることはできないが、岩本の来タイは事実であろう。

『中外日報』1903年5月17日号に「岩本千綱氏の渡航」という見出しで次の記事が掲載されている。

印度仏蹟巡拝会を組織したる岩本千綱氏は明十八日〔1903年5月18日〕神戸発の便船にて暹羅国へ渡航する筈なるが今回渡航の要件は暹羅には漢医あれども洋医は唯四名のみにして西洋の売薬を用いらるれば日本の売薬をも同国に売弘めんとて越中富山の売薬商四名を同伴し及び紙巻煙草販路の拡張を兼ねてなりとぞ。

後述する1904年3月10日及5月3日の判決文には、岩本の職業は「売薬商」と記載されており、この頃、岩本がタイでの売薬事業を企図していたことは事実であろう。岩本の斡旋でこの時、訪タイしたという富山の売薬商四名の一人は、石黒七三（1880年生）であろう。石黒七三（平民 戸主、富山県中新川郡東水橋町、23歳1ヵ月）は、商業視察の目的で暹羅国に渡航するために富山県で1903年4月14日に旅券の下付を受け、1905年6月28日に返納している（外交史料館、リール旅32、40）。石黒七三は後述のように1903年8月には湯澤良助と共にナコンラーチャーシーマーを訪問している。石黒七三は富山県東水橋の代表的製薬・売薬業者である。水橋の売薬業者は1877年の売薬規則発令に伴い、売薬業の取締のために配薬舎と称する組合を結成した。配薬舎は1918年11月に売薬製薬等を目的とした配薬株式会社に組織替えされたが、同会社の初代社長は石黒七三である（水橋町編『水橋町郷土史 第一巻』1966年、330、591、595頁）。

さて、岩本から900円を催促されたポンサー親王は、偽札を手にするのが先であるとして支払を拒絶した。この頃、岩本、山本、和田の偽札団はタイ渡航費用を含めて資金不足が深刻だったようで、最終的には高橋繁哉に900円を工面させた。後述のように高橋繁哉は岩本らの偽札団とともに来タイして逮捕されたが、起訴されることはなく当然刑罰も受けることはなかった。岩本は偽って、旧知の岐阜県の地方政治家高橋繁哉に資金を提供させた可能性がある。その場合に、偽札造りを正当化するために、高橋に政治的意味合いがあるかの如く虚偽の話をした可能性があることも後述する。

また、ペンとポンサーの供述からは、王族や上層貴族は、バンコク近郊の水田の大土地所有者であることが分かる。しかし、彼等の中には地主としての収入だけでは満足できず、起業や一攫千金を試みる者も存在していた。

2.4 Bangkok Times の報道

事件当時のタイには、タイ語のみで発行されている日刊新聞は未だ存在していなかった。ほぼ同内容の記事を英文とタイ文で異なる頁に掲載している、英・タイ両語で印刷した日刊紙が数紙存在していたが、このうち今日読むことができるのは、*Bangkok Times* のみである。同紙の紙幣偽造報道を見てみよう。

Bangkok Times の1903年11月19日号に紙幣偽造に関する最初の記事が掲載されている。この記事は、11月15、16、17日の3日間の連休（1903年の第2回国王生誕祝い）の間に、百パーツと20パーツの偽札が流布したとして、偽札は精巧に作られているが、本物との間には印刷、紙質等に違いがあるとして次のように述べている。

The forgery is a very clever one, but if the notes are carefully examined there is no difficulty in recognising the forgeries already detected. As is known, the name of Thomas de la Rue and Co. Limit-

ed, the firm which printed the Government notes, is printed at the bottom of each of them. In the forged ones the final “d” in Limited is an “p.” In the true notes, there is a dot under the “st” in “1st April.” The dot is omitted in the forged notes. Further the paper of the forged notes is thicker, flabbier and more opaque. It has a different feel and very little rattle, while the circular arabesque between the signatures of the Chao Krom of the Department and the Minister of Finance is blurred.

同じく 11 月 19 日の社説は、

The uttering of fairly presentable forgeries of Government currency notes in Bangkok, is exceedingly annoying and unfortunate, but perhaps is not so very surprising. Bank note forgeries have given great trouble this year in Shanghai and other ports along the China coast. The same people, very probably, have now turned to Siam as a virgin field for their exploitation. The new forgeries are certainly not of Siam manufacture; anything of the kind attempted here has been very clumsy.

と述べている。1903 年に上海など中国沿岸で暗躍した紙幣偽造団が新天地のシャムに目を向けたものと推測して、シャムの王族や貴族が首謀者であるとは思いつかなかったようである。社説は最後を、シャムでは紙幣偽造を罰することができる法律があるのだろうかど結んでいる。

11 月 19 日付で紙幣局長ラチャーニー親王は、紙幣局布告を發し、偽造された百パーツ及び 20 パーツ紙幣が流通しているとして、偽札の特徴を説明し、現在偽札を所持している者若くは今後入手した者は紙幣局に遅滞なく提出し、その出所を報告することを求めた。

この紙幣局布告はタイ語のみで、11 月 21 日から連日新聞に掲載された。

Bangkok Times は、11 月 21 日になって初めて紙幣偽造犯人がタイ人であることを次のように報道した。即ち、“Two Siamese, one said to be the son of a Chow Phya, and three Japanese, have been arrested today on the charge of being concerned in the Currency Note forgeries. The three Japanese were arrested shortly before noon by Mr. Lawson, Mr. West and Mr. Day at a house in Windmill [Si Lom] road.”

二人のタイ人のうち、チャオプラーの息子の方の名は、下記の 11 月 23 日号の記事でペン (Nai Peng) であることが明らかになった。

A warrant was issued on Nov. 20th for Nai Peng's arrest and he was arrested the same evening. H.R.H. Prince Nares ordered that Nai Peng should be brought before him, and Nai Peng was examined by his Royal Highness, presently confessing. The same evening his Royal Highness reported the matter to His Majesty. On Nov. 21st the five Japanese were arrested and sent to the Japanese Court and they too made confessions, it is alleged. Nai Peng was before the Borispah Court this evening.

上記 11 月 23 日号の記事では、もう一人の人物、即ちポンサー親王は、ペンの共謀者 (confederate,

accomplice) と書かれているのみで名前は伏せられている。この記事では、日本人の紙幣偽造に関して次のように書かれている。

Then in July or August, another Japanese named Ewamoto came with a letter of introduction from Yamamoto to Nai Peng and Nai Peng introduced him to his confederate. He showed a Hong-kong and Shanghai note, which he said was forged. After talk as to show many bad notes should be made etc., Ewamoto went back to Japan. Then in October, Sasaki a Japanese living with Nai Peng received a letter from Yamamoto saying the party would leave Japan on Oct. 17th. On Nov. 10th the Japanese party consisting of Yamamoto, Ewamoto, Wada, Takahasi, came in the steamer Keongwai and brought with them about 80,000 ticals worth of the forged bank notes hidden in four Japanese screens.

1892年以來岩本千綱は訪タイを繰り返しているが、筆者の知る限り、EwamotoであれIwamotoであれ岩本千綱の名がタイの新聞に載ったのは、この記事が最初である。

同紙11月24日号は、11月23日午後のBorispah裁判所において裁判長が読み上げた、ペンの自白供述書(1903年11月20日)を英訳してExtraordinary Plotという見出しで掲載している。しかし、裁判長が読み上げたペンの自白供述書と、11月20日の取調で作成されたペンの自白供述書(本稿前掲)との間には、大きな違いが一点存在した。それは、前者ではポンサー親王の名が伏せられてThe other Siameseと記されている点である。

筆者が*Bangkok Times*の紙幣偽造に関する英文記事や論説を読んだ限りでは、英文紙面には、ポンサー親王の名は一切見出すことができない。

ところが、同紙12月3日号タイ語面掲載の、12月2日の刑事裁判所でのペンの裁判記事では、検察官がペンの紙幣偽造と偽造紙幣行使という二つの起訴理由を述べたのに対し、ペンは偽札の行使の方は認めたものの、紙幣偽造については、自分はポンサー親王に命じられて下働きをしたに過ぎないと陳述したと記されている。このタイ語記事には、ポンサー親王の名が明示されているのである。この裁判においても裁判長は11月20日のペンの自白供述書を読み上げているが、その中でもポンサー親王の名は伏せられることなく明示されている。

ペンは紙幣偽造の罪をポンサー親王一人に被せようとする意図したようだが、検察官は次のように論告した。即ち、ペンの自白供述書に明らかなように、ペンは偽札製造を助言し、ポンサー親王から資金を騙し取り、自分の仲間日本で偽札を造らせた、王族に下働きをさせられたという言い訳は受け入れられない、被告は外国に留学して教育を受けており、幼児でもなく、高貴な家柄の出でもある、自分の利益のために王族から金を騙し取れるだけの知能もある、ペスが紙幣偽造の発案者であることは間違いない、と。検察官は今後被告を模倣する者が出ないようにペンに最も重い刑を課すべきであると求刑した。

ペンの自白供述書では、ポンサー親王が偽造を主導して自発的に資金も提供した主犯であることが詳細に語られている。これはペスが保身のために罪をポンサー親王一人に着せようとして作った偽りの話ではなく、事実に近いものと思われるが、検察官の論告では、ポンサー親王の容疑は、ペンの計

画に乗せられて紙幣偽造のために金を騙し取られた者、即ち巻き添えを喰ってしまった幫助者に、意図的に変更されているようである。

ペンは当時の有効な刑律 (Laksana Aya Luang) の公印の偽造変造に関する 55 条、59 条及び盜賊禁令 (Laksana Chon) の貨幣密造等に関する 156 条を適用されて、1903 年 12 月 5 日に 20 年の刑が確定した (Bangkok Times 7 Dec. 1903 タイ語面)。

3. ポンサー親王とペンの処罰 (1903 年 11 月 -1908 年 2 月)

1903 年 11 月 21 日に、五世王はポンサー親王を次のように処罰した。即ち、王族としての勲章剥奪、枢密院議員解任及び王族手当支給停止の上、無期限の幽閉 (NAT ๖.5 ๑.11/8, pp. 14-15)。しかし、親王という称号は剥奪しなかった。即ち、ポンサーは王族の身分であり続けた。

1904 年 3 月 9 日付で宮内大臣グロマ・クン・ピタヤラーブ親王は、宮中に幽閉中のポンサー親王が妻の訪問を許可して欲しいと希望した件について、国王にお伺いを立てた。その文書に曰く、ポンサー親王の幽閉については国王のお言葉に沿って順次緩和してまいりました。3ヶ月前にはポンサー親王から年少の息子の同居及び犬の飼育という希望がありました。私は、もし自分が受刑者の身であるならば、子どもが一人でも同居できれば気分が晴れるだろうと考え、直ちに許可しました。但し、息子の保育係の同居は禁止するという条件を付して。その後ポンサー親王の様子を見に行ってみると、犬とチャボ鶏がいるだけで子どもは見当たりませんでした。同親王の話では子どもが時々出入りしているとのことでしたが、同親王の要望は一層増大し、昨日には妻の訪問を許可して欲しいという申し出がありました。人の訪問は国王が禁止させているので、国王の御判断をお願いしたい、と。

国王の回答は「既に許可していること以上のことを許可してはならない。世界中の牢獄で妻の同居を許していたのは我国の昔の牢獄のみだ。現在はこのタイプの牢獄は廃止した。刑罰とは苦しませることだが、身体に苦痛を与える昔の身体刑は既に廃止しているのだから¹⁰⁾ (同上 70-71 頁)。

一年後の 1905 年 3 月 7 日付でダムロン親王がピタヤラーブ宮内大臣に、次の文書を提出した。

伯母の Thiang からポンサー親王が病氣だと聞き、訪問して見ると痩せてやつれていたの、米人医師 Braddock に診てもらった。ここに添付する診断書のように右肺の状態が悪く、尿から糖も検出された。この症状からみて、このまま王宮内の幽閉所 (โอรังสนม) に入れられていれば、遠からず命に関わるおそれがある。ポンサーの罪は重い、この死なせてしまうことは処罰の程度を過ぎていよう。ポンサーの監禁の責任者である貴大臣から国王に奏上して頂きたい。私は国王にポンサーを恩赦するように求めているのではない。恩赦は国王上御一人のみが出来る慈悲なのであるから、他の人が関係すべきことではない。ただ、もし国王が、ポンサーが療養のために地方都市に移ることを許可されるならば、治癒するまで私が監督したい (同上 88 頁)。

¹⁰⁾ 1887 年 2 月に五世王の異母姉のインヤオワラック王女 (1852-1887) が、宮中で密会を重ねた僧侶との間の子を宮中で出産した時、五世王は同王女から王族の身分を剥奪し、足枷や鉄鎖を付けて牢獄に投じた。彼女は半年余りで獄死した (前掲村嶋英治『南北仏教の出会い：近代タイにおける日本仏教者、1888-1945』106-107 頁)。この処罰に比せば、五世王の異母弟ポンサーに対する今回の処罰は極めて寛大であった。なお、五世王の毎日の動静を記した公式文書である『王事日誌』(タイ語)には、ポンサー親王らの紙幣偽造事件についての記述は全く存在しない。

前述のように Thiang はダムロン親王の母 Chum の実姉で、Thiang も Chum も四世王の側室であった。五世王の寵臣で内務大臣であるダムロン親王は、近親の伯母 Thiang に頼まれて伯母の息子であるポンサーのために、一肌脱いだのである。

宮内大臣は自身でもポンサーに会って前よりも症状が悪くなっていることを確かめたのち、3月11日にダムロン親王の申出を国王に奏上した(同上 86-87 頁)。3月14日に国王は、囚人の態度を持ち、世間に顔を出さず外国人と付き合わないことを条件に、一時的にダムロン親王に預けると回答した(同上 90 頁)。ポンサーは内務大臣ダムロン親王の管轄下にあるナコンチャイシーに移された。ポンサーは1906年2月に長男の妻が男の子を出産した際と同年11月に母親 Thiang の病気の際には、ダムロン親王の計らいでバンコクに一時帰省をすることができた(同上 93-99 頁)。

ペンは1908年1月20日に獄中から国王に釈放を次のように請願した。即ち、投獄されて4年3ヶ月になります、心底から懲りました。自分の過ちを反省し、一生涯決して悪事を働かないつもりです。獄中では猛々しく粗野なゴロツキ連中と雑居せざるを得ず、常時塗炭の苦しみに耐えねばなりません。1907年6月には、監獄長の部屋での役務を終えて獄房に戻ったところ、面識のない中国人の囚人に、理由もなくナイフで顔と背中を刺されました。この時の負傷以来、体調が悪化しています。釈放して頂けるなら、比丘に出家して良き性質になるように努め、還俗後は老齢に達した両親と同居するように致します(同上 100-101 頁)。

ペンの請願は1908年2月6日の閣議に附議され、国王は次のように決した。即ち、ペンは既に刑期の半分以上獄中にあり、刺されて体調が優れないのも事実だ、可哀想なことだ、恩赦を与え釈放する、同時にポンサー親王も釈放せよ(同上 104-106 頁)、と。

五世王は、ペンは刑期の半分以上を終えたと言っているが、ペンの刑期が1903年12月5日の判決通り20年であれば、計算が合わない。しかし、本稿注32で小松緑はペンの刑期を8年と回想している。ペンの刑期は20年から8年に短縮された可能性がある。いずれにしても、司法制度が形式上整備された後のタイに於ても、司法は国王から独立してはいなかった。それを示す好例が、1903年11月26日付で司法省次官プラ・チャクパーニーシーシーンウィスット(後のチャオプラヤー・マヒトン、1874-1956、1918年大審院長、1919年国王秘書官長、1937年司法大臣)から五世王に対するお伺いである。その中で同次官は「ペンの刑罰を定めるに当たって、如何ほどが適正であるか国王の御意思通りに、刑事裁判所判事にささやく(กึ่งซุบ) ためにお伺いしたい。イギリス法では3年以上終身刑となっております」(同上 65 頁)と奏上している。なお、これに対する国王の回答文書はファイル中には見出せない。

偽札事件で1903年11月に逮捕されてから4年3ヶ月を経て、無期限幽閉のポンサー親王も投獄刑のペンも免罪釈放となったのである。

実妹のピット(五世王の側室の一人)が、兄ペンの恩赦のために奔走したことは前述した。しかし、ペンの素行は釈放後も改まらず、再び賭博に耽り、パーサコーラウォン邸から追放された。父親のパーサコーラウォンは1920年5月15日に死亡したが、ペンは1920年10月27日に父親の遺産を管理している実妹のピットが、敷地内に残している彼の財産を引き渡さないとして、六世王に訴えた。しかし、ピットは両親を散々苦しめたペンの言い分には根拠がないことを六世王に説明した(NAT ๙.6 ๙๒1.6/36, pp. 11-16)。

1932年の立憲革命後のタイの最初の総選挙は、有権者は地区（タムボン）代表を選び、地区代表が人民代表議員（国会議員）を選出するという二段階方式であったが、ペンはトンブリー県のワット・プラユーン地区でタムボン代表議員の選挙に立候補して当選した（『タイ官報』51巻2316頁、1934年10月11日号）。ペンには、1932年立憲革命以前に官吏としてルアンの官位を与えられた二人の息子がいる。更にペンの孫には、1957年のピブーン首相時代にハイドパーク演説で名をなし国会議員にも当選したピー・ブンナークやタイ警察局副局长にまで出世したサラーン・ブンナーク警察大将などがおり多士済々である。

4. シャム紙幣偽造の日本人被疑者

山本安太郎

Lawson バンコク警視総監は上述の1903年11月24日付報告に、山本安太郎を「彼はパーサコーラウォンの配下だが、詐欺師ペテン師として悪名が甚だしい」と記している。

山本安太郎は、明治5年6月20日（西暦1872年7月25日）生れで、15歳7ヶ月の1888年2月時には東京鎮台に奉職中であったが、パーサコーラウォンはこの少年を選んでタイに伴れて帰ることにした（東京日日新聞1888年2月2日、2月5日）。

山本安太郎が自ら語ったと思われる小伝が、大日本雄弁会講談社の『富士』4巻12号（1931年12月号）の320-321頁に「昭和の山田長政—山本安太郎翁」（同号目次のタイトルは「昭和の山田長政（小伝）」）の見出しで掲載されている（図1参照）。この『富士』の小伝は誇張、美化が多く信頼できない。

ところで、タイで沙弥出家をしたことがある藤井真水¹¹（1907-1991）が、『泰国日本人会創立五十周年記念号』（1963年）59-63頁に「山本安太郎氏（小伝）」を掲載している。その書き出しに曰く、

私は山本安太郎氏のことは全然知らない。政尾藤吉博士は私の郷里の人で、子供の時から話をきかされていたのでシャムにも憧れをいだいたものである。昭和六年頃の某雑誌に表題の記事が出ており、一読して興味をそそったが、その中に名古屋日暹寺の出来た由来もあったのでその記事を切り取っておいたのが、たまたま今日出て来たので、当時の日暹関係の事情も分り面白いと思ったので、そのままを転載させて頂くことをお許し願いたい（同記念号59頁）。

藤井の言う、昭和六年頃の某雑誌とは、上記『富士』昭和6年12月号の外には見出し得ないが、藤井は「そのまま転載」と称しながら、実際は自分の不十分な調査結果もしくは考察を大幅に付け加えて、荒唐無稽且つ無責任な「山本安太郎小伝」を創作しているように思われる。その不正確さは、藤井が『泰国日本人会創立五十周年記念号』の小伝に付した副題「四十年シャムに在り皇族貴族に信望厚き」（この副題は『富士』にはない）に如実に表れている。

山本安太郎の経歴を記した既存書には、藤井真水の「山本安太郎氏（小伝）」の記載内容を真に受けて引用しているものもある¹²ので注意を要する。

¹¹ 藤井真水の人物については、前掲村嶋英治『南北仏教の出会い：近代タイにおける日本仏教者、1888-1945』第11章参照。

¹² たとえば、石井米雄・吉川利治『日・タイ交流六〇〇年史』講談社、1987年、210-215頁の山本安太郎についての記述のソー

320 政長田山の和略



昭和の山田長政

山本安太郎翁

「船が網の中で暴れたら、此うもあらうかと思はるゝやうな南支那海の颶風の真只中に、ひよつこりと突んだのは英船デバオング號であつた。

一八八八年、日本の年號でいふと、明治二十一年秋十一月の始であつた。本船は三千六百噸、香港を出し、暹羅に向ふ途中であつた。船は、嵐にもまれ、波にも叩かれ、今にも難破しやうな形勢、その中に大事なマストが折けてしまつた。

『そら、難破だぞ』

乗組の船員や、乗客は、蒼白になつてふるへ上つたが、此の中になつた一人の日本人少年山本安太郎は、びくともしな

かつた。

『伯爵さま、私がついてゐます、大丈夫でございます。』

確證の英語で、同行の暹羅貴族伯爵バスカラオングスの御名離れずに、護衛してゐた。伯爵は、日本とシヤムとの通商條約を結ぶ爲、特命全權大使として、東京へ出張し、今このかへりであつた。

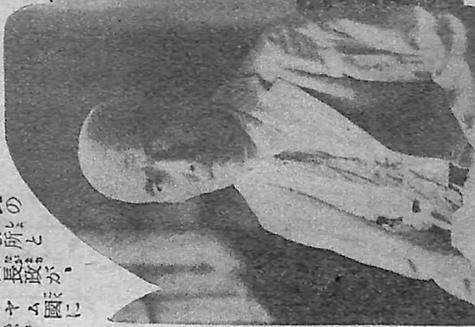
どろどろして、將來有望な日本少年を自分の國へ同伴して、自分の國で教育し自分の國の風習を學べるやうにさせ、日本とシヤムとの親善の橋にしよつとした。

蘭島生れの安太郎少年は、その時十六歳で、東京練馬の翁住だつたが、特選

ばれて、伯爵のお伴をすることになつた。處が、此の暴風。見ると、安太郎は、老練の舟師の腕巻の中へ、圓鏡を、つさり入れて、別身につけ、あわてず、さわがず、伯爵を守つてゐた。備な態度は、さながら東洋の彼であつた。

船は、幸にして無事にバンコックについた。

それから後、安太郎少年は、此の暹羅を自分の死場所と決めた。昔、山田長政が、日暹勸告の爲、シヤム國に一身をさくげた心意氣をもつて、シヤム國にとまつた。此の國の官吏となり、此の國の通商となり、此の國の軍人となり、貴族の顧問ともなり、民衆の指導者ともなり、十年一日の如くに働いて居る。



シヤムに日本公使館を開設するに至つたのも、此の翁の力。名古屋日蓮寺に釋迦の佛骨を奉安するに至つたのも此の翁の力。或は又暹羅移住の邦人の爲、特別の便宜をはかつてゐるのも、此の翁の力。英國がシヤムを壓迫しようとした際、同國貴族と共にカラントンの真地に於て、乾城一郷の大任事を企んだのも、亦此の翁の力であつた。

隠れて世に現れぬ此の無名の英雄も、今年、早六十一歳だ。で、シヤム、緬甸、雲南、馬來方面に於て、老後の御奉公をやるつもりだと云つてゐる。

321.....政長田山の和略

図1 山本安太郎小伝 (『富士』4巻12号, 1931年12月号掲載)。

1893年3月14日付で、山本安太郎と父演（のぶ）は連名で、陸奥外務大臣に徴兵猶予のための証明書発行を願い出た。

証明願

福島県田村郡三春町字新町百八十三番地土族山本演長男 当時〔現時〕暹羅国文部大臣ヒヤハスカラオンクス〔プレイヤー・パーサコーラウォン〕方寄留暹羅国盤谷府スウワークラブ学校生徒、無職業 山本安太郎 明治五年六月廿日生

右〔上〕明治廿五年徴兵適齡之処明治廿一年二月中修学の為め向ふ五ヶ年間留学願届之上暹羅国盤谷府寄留中に付徴集猶予出願之上御猶予相成居候処未だ修学中に付尚修業仕度候に付公使或は領事之証明書相添猶予出願可仕之処該地に未だ公使館及領事館の御設立無之に付本年二月陸軍省令第一号に因り御証明被成下度此段奉願候也、明治廿六年三月十四日 右山本安太郎[㊤]、右父山本演[㊤] 外務大臣陸奥宗光殿（外務省記録 5.1.2/1 本邦人徴兵関係雑件、「福島県民山本安太郎留学証明の件」）。

この証明願は父親の演が安太郎の手紙をもとに代筆したものと思われるので、「スウワークラブ」の「スウワー」とは「スウワン」を誤読したものと思われる。山本が学んだ学校は、貴族学校と言われたスワンクラブ学校のことである。

上記申請に対し、外務省は「福島県田村郡三春町字新町百八十三番地土族山本演長男、山本安太郎 右之者修学の為め暹羅国へ渡航之旅券下付願に対し明治廿一年二月二日第五八九八号海外旅券下付せし事を証明す、明治廿六年三月 日 外務省」という証明書を、山本演に交付した。山本演は、明治27年及び28年にも同様の証明願を申請している。

上記証明書によれば山本安太郎への旅券下付日は、1888年2月2日である。パーサコーラウォンは1888年1月15日夜に横浜着、18日に横浜から東京に移り鹿鳴館に宿泊した。1月23日に「修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言」（1887年9月26日東京で調印）の批准書交換を行い、2月19日に横浜を立ち、神戸京都に立ち寄った後、2月28日に山本安太郎、山本鋌介、生田得能、善連法彦らを伴って神戸からフランス船で出帆し、3月21日にバンコクに到着した¹³。

パーサコーラウォンは在京僅か2週間で山本安太郎を選んだことになる。時間が限られていたとは言え、もう少し慎重に人選すべきであったろう。山本はシャムで博打と阿片吸煙の悪習に染まり詐欺師ペテン師と酷評され、遂には5歳年長で博打狂の、パーサコーラウォンの長子、ペンと共に日本で

スは、明示されていないが、この「小伝」である。同書が「小伝」を丸写して書いている1900年6月の仏骨奉迎の経緯と山本の役割は、完全に史実に反している（村嶋英治「稲垣満次郎と石川舜台の仏骨奉迎に因る仏教徒の団結構想：ピプラウ仏骨のタイ奉迎から日本奉迎まで（1898-1900）」『アジア太平洋討究』43号、2022年参照）。また、同書は1903年のシャム紙幣偽造事件における山本安太郎の共謀とシャムからの追放を見落として、山本が1923年までシャム王族と協力して活躍したかの如く誤解している。滑稽と思われるのは、山本安太郎が仕えた初代駐日公使リティロン（在任1899-1901年）のタイトルが、藤井真水に従って「空軍少将」と書かれていることである。タイ空軍の創立は第一次大戦時であり、リティロンは空軍とは何の関係もないからあり得ない称号である。同書のタイ語訳本（1987年）も同じ内容で何等の修正も加えられていない。

¹³ 村嶋英治「最初のタイ留学日本人織田得能（生田得能）と近代化途上のタイ仏教」『アジア太平洋討究』41号、2021年、20, 34-35頁。

のシャム紙幣偽造を企み、岩本千綱ら4名の日本人を引き込んだ。1901年11月21日に他の4名の日本人とともに逮捕され、裁判のため日本に移送された。これにより山本安太郎の15年に亘るシャムとの関係は終わった。少年の山本安太郎にタイ貴族並みの教育を与えて面倒を見たパーサコーラウオンは、山本が日タイの架け橋になる人材として成長することを願っていたが、山本はパーサコーラウオンの期待を完全に裏切っただけではなく、パーサコーラウオンの家庭にも多大なダメージを与えた。

さて、山本演が息子安太郎の留学証明の交付を求めた1893年3月時点で、安太郎が依然スワンクラップ学校に在学していたかどうかは疑問だが、安太郎はタイの貴族子弟と同様の教育を受け、タイ語の読み書きにも長じた。これは図2の安太郎のタイ文字の筆跡からも判明する。

図2は紙が折重なって読みにくい部分があるが、1894年7月にタイ文部省に雇用された石版工樋口二郎の渡航費と月給の支給に関して、安太郎がパーサコーラウオン文部大臣に報告した文書である。関東人の山本は「ひ」と「し」の区別ができず、「ひぐち」をタイ文字で「しぐち」と書いている。なお、樋口は翌1895年8月28日に赤痢でバンコクで死亡している。

安太郎のタイ文字の筆跡を他の日本人タイ・スペシャリストたちのそれと比較するために、タイ語力が高いことで知られた、山口武¹⁴ (1884-1963)、三木栄¹⁵ (1884-1966)の筆跡を図3、図4に掲げておく。山口武は1903年11月に外務省留学生として来タイしてテーパシリン学校に学び、1907年5月に暹羅国公使館外務書記生に任じられ、1912年10月に在マニラ領事館外務書記生として転勤するまで在職した。図3は山口武が、ラタナコーシン暦133年(1914年)6月26日付でマニラからタイの文部次官に宛てた知人の紹介状である。年号のラタナコーシン暦は131年(1912/1913)が最後だが、マニラの山口にはその情報が届いていなかったようである。紹介状の末尾で、マニラに来て以来タイ語を使う機会がないので誤記があるかも知れないと謙遜している。図4は1911年2月から在タイ中の三木栄が1931年1月7日付で東京からタイ国立博物館のルアン・ポリバーンに宛てたものである。三木のタイ文字も構文も今ひとつで上級とは言えない。意外に上手なタイ語の文章を書いているのは、図5の宮川恭司(1883-?)である。宮川は1907年に渡タイした宮川岩二¹⁶ (1888-1957)の実兄で、明治43年(1910年)に早稲田大学商科を卒業¹⁷し、直ちに「語学研究」を目的として暹羅・馬來に渡航するために1910年7月27日に神奈川県で旅券の下付を受けた(外交史料館, リール旅64)。彼は1910年10月1日にタイ文部省下の商業学校及び師範学校の商業科目の教員として採用された(NAT ๑๕.74.1/28)。図5は、宮川恭司が1913年11月25日付で文部省教育局長に、タイ語学習に努力して流暢に使えるようになったし、教育にも熟達したとして昇進を求めた文書である。彼は1916年頃まで在タイしたが、その後は不明である。

さて、1891年3月に当時関税局長・農務卿であったパーサコーラウオンは、部下のクンペエを王室備品等の購入のため日本に派遣し、山本安太郎を通訳として付けた。名古屋の『扶桑新聞』1891

¹⁴ 山口武のプロファイルは、村嶋英治編集・解説『天田六郎氏遺稿、シャムの三十年など』(早稲田大学アジア太平洋研究センター, 2019年)186頁を参照。

¹⁵ 三木栄については、村嶋英治「タイ国における第2次世界大戦終結迄の日本語教育の歴史：未利用資料を中心に」『アジア太平洋討究』39号, 2020年, 19-22頁を参照。

¹⁶ 宮川岩二については、村嶋英治「バンコクの日本人①~③、タイのプリンセスと結婚した宮川岩二(上),(中),(下)」『クルンテープ』2010年8月号~10月号(本稿は早稲田大学リポジトリからダウンロード可。同リポジトリで村嶋英治『バンコクの日本人』を検索し、同書の1-18頁部分)。

¹⁷ 『早稲田大学一覽』(1936年12月20日発行)290頁。

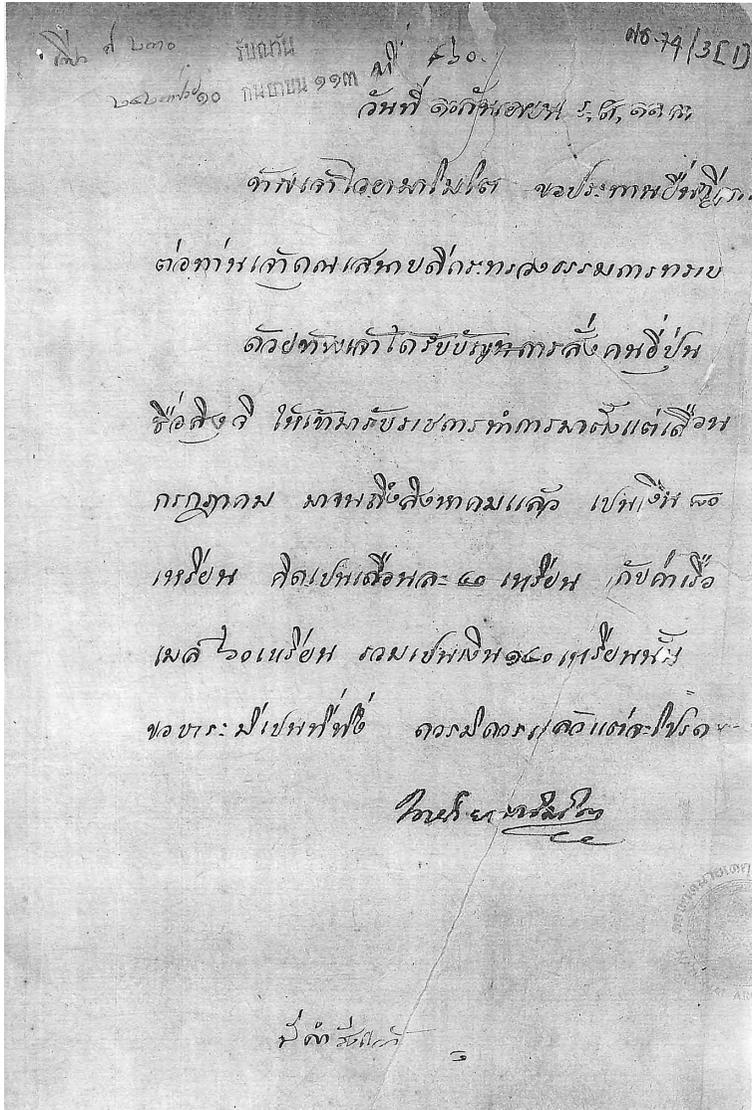


図2 山本安太郎の1894年のタイ語文（出所：NAT ๑๕.74/3）

年5月28日号は「暹羅国政府日本品を買んとす、暹羅政府は頃日同国収税官吏クンペハ [クンペエ] といへるものに同政府雇通弁官山本安太郎氏を伴はしめ王室の用品買入れの為め我日本に派遣することとなり」と報じている。ところが、クンペエは、東京で吉原遊妓に耽溺し酒池肉林に浸り、預けられた資金の多くを失い、命じられた買付ができず、帰路7月半ばに香港で投身自殺をした¹⁸。日本語も日本事情も判らないクンペエを吉原に案内した者は、通訳の山本安太郎以外には考えられないから、山本の着服の有無は問わないとしても、クンペエの浪費と使い込み、職務不履行及び変死につい

¹⁸ 村嶋英治「バンコクにおける日本人商業の起源：名古屋紳商（野々垣直次郎、長坂多門）のタイ進出」『アジア太平洋討究』24号、2015年、42-50頁。

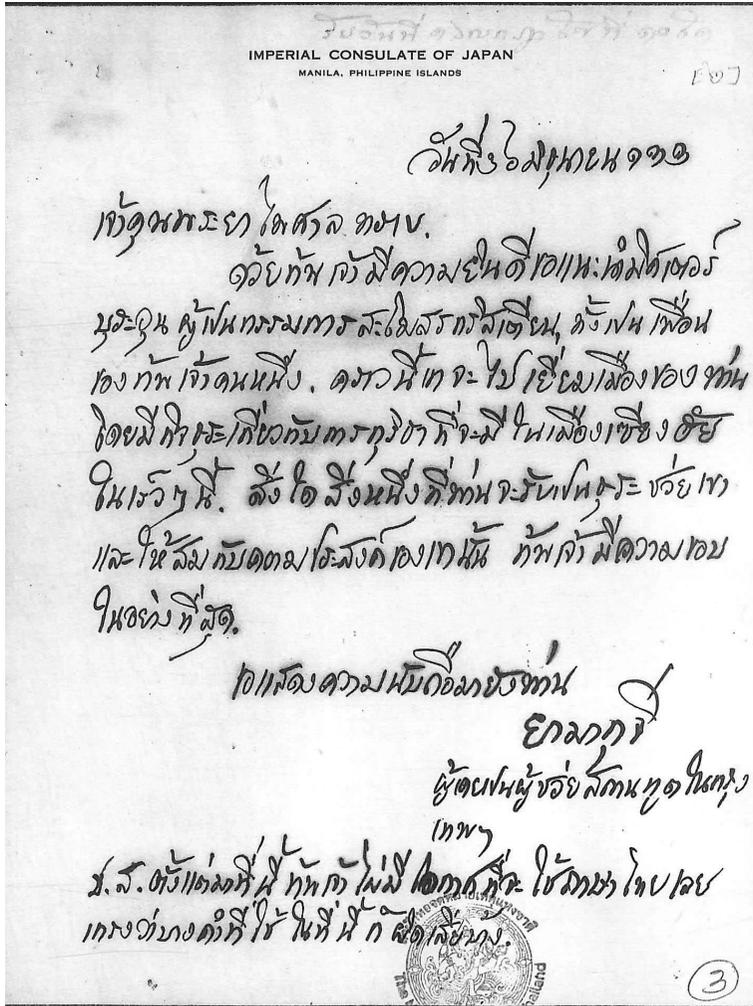


図3 山口武の1914年のタイ語文（出所：NAT 95.99/41）

て山本の責任は重いはずである。

しかし、パーサコーラウォンは懲りることなく、山本を使い続けた。

1892年3月末に新設の文部大臣に就任したパーサコーラウォンは、1892年9月から3カ年の契約で、学校の教科書等の図版を作成するために日本人画工（嶋崎千太郎、大山兼吉、伊藤金之助）を備え、自邸に住ませた。更に1894年3月には印刷工樋口二郎（1868年生）も雇った。1895年に伊藤と樋口は、バンコクで病没した¹⁹。

これらの文部省雇傭の日本人画工たちの通訳は山本安太郎であった。

『タイ官報第10巻』248-252頁の、ラタナコーシン暦112年（1893/94）文部省職員録には、彫刻

¹⁹ 村嶋英治「1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業（上）」『アジア太平洋討究』26号、2016年、175頁。

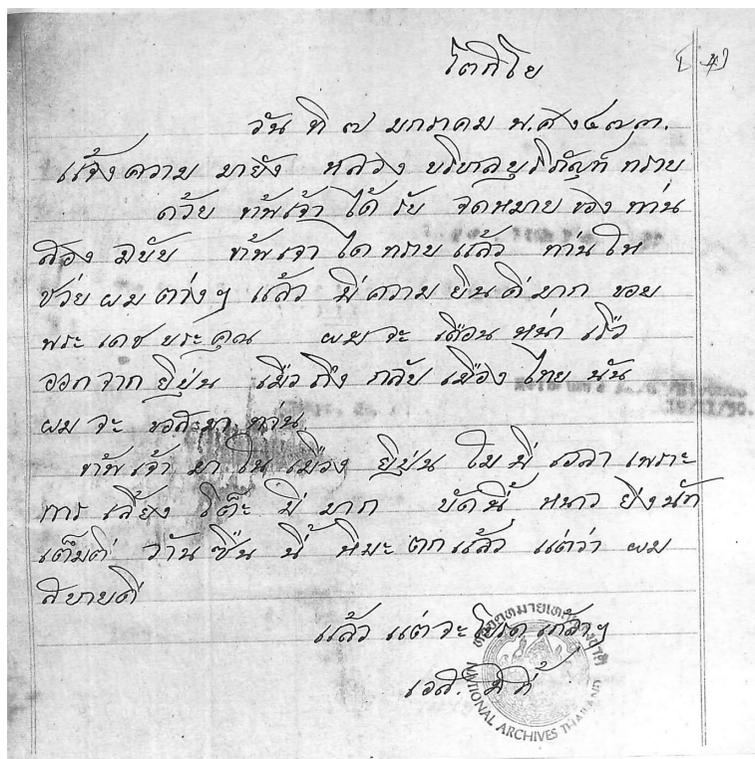


図4 三木栄の1931年のタイ語文（出所：NAT(4)๕2.1.1/129）

絵画学校（โรงเรียนแกะเขียน）所属の職員として日本人画工と通訳官山本（安太郎）の名が掲載されている。

1894年7月26日に在バンコクの日本人男性たち11名が、スラサックモンリー旧邸の大広間で日清戦争の「遠征遙祝会」を開催した際、「山本安太郎氏例の暹羅服を着用し次に鈴木錠蔵氏日本服にて孰も一場の演説をなし」た（東京朝日新聞1894年8月24日）。

山本が岩本千綱と知り合ったのは、岩本が1892年半ばに初めて訪タイした際に、バンコクで山本安太郎の宿するパーサーコーラウォン邸に泊まった時からである。日本人のシャム移民事業のために、岩本が農務大臣スラサックモントリーを担いで1895年2月に創立した暹羅殖民会社において、山本安太郎は同会社の理事に就任している²⁰。

また、山本は、1896年後半には岩本千綱らとともに下記のように、日暹協会の設立を計画している。

日暹協会設立の計画、従来暹羅国に深縁ある岩本千綱、宮崎寅蔵、益田三郎、山本安太郎の諸氏及目下我国に来遊中の暹羅人ウオム [นายอ่วม] 氏等に依りてなされつつあり 遙に盤谷の同協会と気脈を通じ大に両国間の通商其他に便宜を与ふる趣なり暹羅に於ては同協会にして成立す

²⁰ 同上村嶋論文，213頁。

วันที่ ๒๕ กรกฎาคม ๒๕๐๓

วันที่ ๒๕ กรกฎาคม พ.ศ. ๒๕๐๓

ข้าพเจ้า ได้ยวดี มิถากกา ขอเรียน กราบเรียน ท่านที่เคารพ
 ศึกษาธิการ เจ้ากรมศึกษาธิการ

ทำโดยตั้งแต่วันที่ ข้าพเจ้า ได้รับราชการในกรมศึกษาธิการ
 นี้ เห็นคุณสอนวิชาแพนด จากกิจการ ขาดขาดนี้ ว่า คำสั่งแล้ว แต่
 แห่ง ซึ่ง ข้าพเจ้า ได้รับคำสั่งแรก เช่น แต่คำสั่ง ผิดผิด โดยมาก โดย
 ยังไม่ เพียง พออยู่ ต่อ มาข้าพเจ้า ได้พยายาม ผิดผิด มาโดยตลอด
 ซึ่ง ได้ มาขอ คัดลอก คำสั่งไว้สอน ข้าราชการ ที่อื่น มาก ด้วย ข้อนี้ การ
 นี้ ข้าพเจ้า ต้อง สอน ทั้ง กลางวัน และ กลางคืน สอง โรงเรียน คือ
 กลางวัน สอน โรงเรียน พณิชยการ ข้าราชการ : กลางคืน สอน โรงเรียน
 ผิดผิด ข้าราชการ

ตามนี้ ข้าพเจ้า กราบเรียน นี้ เพื่อ ขอรับ ตำแหน่ง นี้ นี้ และ
 ต่อ ไป ทั้ง หมอ อีก ขาด ข้าพเจ้า : ต้อง ทำ ทำโดยได้ คำสั่ง หรือ
 นี้ หรือ ได้ ว่า กรม ศึกษาธิการ ก็แล้ว เห็น ขาด คำสั่ง นี้
 ข้าพเจ้า มี หนังสือ สอน ข้าราชการ ขาด กราบเรียน ท่าน ที่เคารพ

เคารพ ศักดิ์แล้ว แต่ ขาด
 ได้ยวดี มิถากกา



図5 宮川恭司の1913年のタイ語文(出所: NAT 5.74/50)

る暁きは皇族一名并二三大臣其他朝野の名士数名は直に入会するの内約整ひ居れりと伝ふ。(国民新聞 1896年7月17日)。

ところが、スラサックモンリーが稲垣満次郎公使に「日本人には何度も騙された。例えば、チャオプレーヤー・パーサコーラウオンがプレーヤー・リティロンロナチェート駐日公使の通訳に付けている山本には刀を盗まれた」とぼやいたことを、1901年4月9日に稲垣はテーウォン外相に披露している (NAT 5.5 5.13/25, p. 10)。

プレイヤー・リティロンロナチェート（1853-1929）は、パーサコーラウォンの妻ブリアン夫人の実弟で、タイの初代駐日公使として、1899年10月初に来日し、10月19日信任状捧呈、1901年7月26日に離日した。一方、リティロン公使と同行して来日したルアン・サンパキット書記官は、リティロン離日後臨時代理公使を3ヶ月余務めたが1901年11月1日に離日した（外務省記録6.1.8/4-20「在本邦各国公使任免雑件、暹国の部」）。

山本安太郎はリティロン公使の従僕として来日した。1900年9月の五世王生誕祝時の、リティロン公使の報告では、シャム公使館の陣容は3人のタイ人（公使、書記官、日本語通訳ウオム）、アメリカ人（公使の子どもの英語教育係）の外は、日本人であった。主要な日本人は、日本語翻訳係香取春介（1868年生）、山本安太郎の父で館内取締の山本演（1847年生）、日本タイ両語力を活かして公使の特命事項を担当する山本安太郎などであった（NAT 119.1.1/31 及び 警視庁第一部『警察要務』明治33年5月下巻、9頁）。武人出身（陸軍少将）で英語ができないリティロン公使と、英語がタイ語よりも上手なルアン・サンパキット書記官とは犬猿の仲で、公使はタイ語で指示ができる山本安太郎に頼っていた。山本はこれをよいことにして、父親の山本演と共に公使館の出入業者から高額なりべートを取るなど不当な利益を得ていることを、書記官は本省に報告している。

1900年2月22日に在東京中の岩本千綱は、暹羅公使館付通訳官山本安太郎からの手紙を受けて、翌2月23日に暹羅公使館を訪問したところ、公使リチロング伯（プレイヤー・リティロン）から仏骨奉迎の相談を受けた（岩本千綱『佛骨奉迎始末』仏教図書出版株式会社、京都、1900年、39-40頁）。これを契機として岩本と山本は仏骨奉迎に関わるようになった²¹。山本安太郎は、真宗大谷派新法主大谷光演仏骨奉迎正使の随員の一人として1900年6月に訪タイした。奉迎使らと共に日本に帰国した山本は、1901年1月22日には、東京府で「修学」の目的で渡タイするために旅券の下付を受けている（外交史料館、リール旅24）。

この後、1903年2月頃に日本に紙幣偽造準備のために帰国するまで、在タイしたのかどうかは不明だが、次に山本安太郎への旅券下付の記録が見出せるのは、1903年10月12日に東京府が「修学」を目的として渡タイする山本安太郎へ下付した記録である。即ち、偽造紙幣を運び込むための渡タイを、山本は「修学」目的と偽って旅券下付を受けたのである。

紙幣偽造事件で日本に移送され罰金刑を受けた後の山本の動静が、次に判明するのは、1907年に岩本千綱らと共に雲南省西端の騰越干崖にタイ族干崖土司刀安仁援助に赴いた時である。騰越で山本は阿片吸煙に浸り、何の助けにもならなかったばかりか現地人の大響蹙を買ったようである。騰越のタイ族が使うタイ語は、バンコクのシャム語とは大きく異なり、相互の意思疎通は困難であったから、シャム語専門家の山本は騰越では専門性を発揮することができなかった。なお、騰越における岩本千綱や山本安太郎の活動に関する論文は、本誌次号に掲載予定である。

騰越後の山本安太郎については、前掲「山本安太郎（小伝）」に書かれているが、その信憑性は低い。1925年頃に、子爵櫛笥隆督（くしげ・たかまさ、1875-1945）を会長、山本松太郎を理事長とした日暹親善協会が存在したが、同協会の11名の理事の一人に「山本安太郎 横須賀市深田」が存在する（外務省記録I.1.10.0/2「本邦における協会及文化団体関係雑件」中の「日暹親善協会」）。

²¹ 村嶋英治「稲垣満次郎と石川舜台の仏骨奉迎に因る仏教徒の団結構想：ピブラウ仏骨のタイ奉迎から日本奉迎まで（1898-1900）」『アジア太平洋研究』43号、2022年、234-235頁。

作竹虎之助

在盤谷日本帝国領事館警部白井義三郎が1903年12月29日付で、小松緑領事に提出した下記の復命書によれば、偽札印刷を担当した和田猪之助の本名は「作竹虎之助」であり、偽名の和田猪之助は息子の名であるという。

復命書

暹国通用の紙幣偽造被告人和田猪之助偽名の件に付命に依り取調べたるに左〔下〕の如し

一、本人の在籍地は大阪市東区久宝寺橋東詰北へ入る材木町六十一番屋敷本名は作竹虎之助 慶応三年四月生〔若くは慶応2年2月15日=1866年3月31日生²²〕なり

一、本人当時の住居所は同市東区鎗屋町一丁目骨屋町東へ入る番地不祥和田猪之助方同居尤も猪之助母カネは内縁の妻にして猪之助は即ち本人とカネの間に於ける私生児なり

一、偽名せしは本人は五六年以前より大阪堀川監獄に於て囚徒の委托人且授業手となり居りたるに昨三十五年五月以来本年三月上旬頃迄東区大宝寺町金物商福西慶三郎等と共に朝鮮国通用の白銅貨の製造を為し之を輸出したるに非常の失敗を招き且其失敗の為め監獄との関係を絶つに至り加ふるに各所に不尠負債を生じ頻に督促を受くるより其居所を韜ます為め内地に於て内縁妻カネの私生児たる即ち和田猪之助の名義を利用し居りしより不思其氏名を陳述したる義なり

一、大阪市北久宝寺町二丁目三百六十二番地は現に吉田伊太郎なる者が借受け居り同人が他に転居するに際し同人より更に本年三月中旬より四月中旬頃迄一時借受け其家に於て紙幣の偽造及印刷を為したるものなり尤も先に陳述せし同市東区空堀町十八番屋敷に於て印刷云々の事は虚構なり

右及復命候也

明治三十六年十二月廿九日

在盤谷日本帝国領事館

警部白井義三郎

在盤谷

領事小松緑殿（外務省記録4.1.4/3-2「貨幣贋造偽造関係雑件，外国貨幣ノ部 一」）

監獄における授業手とは、矯正のために囚人に技術を身に付けさせる訓練員である。作竹は明治30年頃より大阪堀川監獄で授業手として勤務していたところ、借金して明治35年（1902年）5月から明治36年3月上旬まで朝鮮国通用の白銅貨を製造した。ところが、投資金を回収できず、債権者から逃げるために、息子の姓名である和田猪之助を偽名として使っていた。このような苦境にある際に、岩本千綱に依頼されて、上述白井警部の復命書によれば明治36年3月中旬から4月中旬の1ヵ月間²³で大阪市北久宝寺町の借家でシャム紙幣を偽造したのである。ペンの自供では、和田（作竹）は、1903年11月12日にバンコクのホテルでポンサー親王とペンに偽札を渡した際、紙幣偽造で資

²² 本稿末尾に掲載している長崎控訴院の判決文による。

²³ 本稿2.2のNai Pengの自白供述書に見るように、作竹は「早く帰国しないと待たせている偽造の仲間を40日間も遊ばせることになってしまう」と語っていることから推測すると、作竹がシャム紙幣を偽造した時期は、1903年3-4月ではなく、1903年10月の日本出発直前のはずである。

金を作ったら、偽札造りは止めて儲けの大きいシャムの硬貨を造る偽金鑄造を提案しているが、彼には朝鮮国の白銅貨造りの偽金鑄造の経験があったからであろう。本稿末尾の長崎地方裁判所、長崎控訴院の1904年の判決には、作竹虎之助の職業は「金物細工業」と記載されている。

作竹が偽造したシャム紙幣は、精巧な出来であると評価されていることや、後述の作竹の合資会社設立及び特許取得などから見て、作竹は相当に腕のよい技術者であったと考えられる。

1903年11月のシャム紙幣偽造事件当時有効であった、日本の旧刑法（明治13年7月太政官布告第36号）は貨幣偽造に関して第182条に「内国通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者は無期徒刑に処す 若し変造して行使したる者は軽懲役に処す」と規定するなど、内国通用の貨幣の偽造のみを犯罪としており、国外の貨幣の偽造については規定がない。

日本における最初の外国貨幣偽造変造を犯罪とする法令は、明治35年勅令256号（1902年11月15日施行）である。同勅令は以下の3条から成る。

第1条 韓国通用の白銅貨は之を偽造又は変造することを得ず

第2条 偽造又は変造の韓国通用白銅貨は之を帝国より輸出し若は韓国に輸入し又は之を行使し若は行使の目的を以て之を取得することを得ず

第3条 第一条及第二条に違反したる者及第一条の偽造又は変造の目的を以て器械又は原料を製造し又は之を帝国より輸出し若は韓国に輸入したる者は一年以下の重禁錮若は二百円以下の罰金に処す（印刷局『明治三十五年 法令全書』第11号、400-401頁）。

上記は、韓国通用の白銅貨の偽造変造に限定したもので、韓国以外の国の通貨偽造を罰することはできなかった。なお、作竹が韓国の白銅貨偽造に関して大損失を蒙ったのは、作竹が白銅貨を偽造した後、韓国白銅貨偽造を罰する上記明治35年勅令256号が施行されたので、韓国への輸出を取り止めざるを得なかったからではないだろうか。

上記の明治35年勅令256号が廃止され、1903年4月13日の官報で公布された明治36年勅令73号（1903年4月15日施行）によって、韓国を含む総ての外国の紙幣偽造等が処罰されることになった。しかし、処罰対象が韓国の白銅貨偽造から全ての外国の紙幣偽造等に拡大しただけで、罰則は従来通りの軽微なものであった。

明治36年勅令73号は以下の3条から成る。

第1条 外国に於て流通する貨幣、紙幣又は銀行券は之を偽造又は変造することを得ず

第2条 偽造又は変造したる外国流通の貨幣、紙幣又は銀行券は之を帝国より輸出し若は外国に輸入し又は之を行使し若は行使の目的を以て之を取得することを得ず

第3条 第一条及第二条に違反したる者及第一条の偽造又は変造の目的を以て器械又は原料を製造し又は之を帝国より輸出し若は外国に輸入したる者は一年以下の重禁錮又は二百円以下の罰金に処す（印刷局『明治三十六年 法令全書』第4号、102-103頁）

山本、岩本等がシャム紙幣偽造に日本国内で着手したのは1903年2-3月であり、その後の同年4月15日になって外国紙幣等の偽造を処罰する明治36年勅令73号が施行されたのである。従って彼等がシャム貨幣偽造に着手した当初は、彼等の行為を違法とする国内法は存在せず、違法とは言えなかった。しかし、彼等が偽造紙幣をシャムに輸出した1903年11月時には既に勅令73号が施行されており違法であった。勅令73号の「一年以下の重禁錮又は二百円以下の罰金」の罰則により、1904

年3月の初審では山本、岩本、作竹の3名は70円、残る佐々木には40円の罰金が科された。更に1904年5月の控訴審では、前3名には200円の罰金が科され、佐々木は無罪となった。なお、判決については後述する。

しかし、彼等に適用されたのは刑罰が極めて軽微な明治36年勅令73号であったことは幸いであった。翌明治37年(1904年)6月28日には明治憲法第8条に定める緊急勅令として明治37年勅令第177号が施行されて、外国通貨偽造の罰則は飛躍的に重くなった。即ち、勅令第177号第一条は、

「流通せしむるの目的を以て外国に於てのみ流通する金銀貨、紙幣、銀行券、帝国官府発行の証券を偽造し又は変造したる者は重懲役又は軽懲役に処す」と規定している。

当時有効な旧刑法(明治13年7月太政官布告第36号)第22条では「重懲役は九年以上十一年以下軽懲役は六年以上八年以下」であった。明治憲法第8条の緊急勅令とは、公共の安全保持又は公共の安全への災厄を避けるための緊急の必要に際し、帝国議会閉会中の場合に、天皇が法律に代わる勅令として発するもので、次の会期の帝国議会に提出して承諾が得られない場合は、それ以降は効力を失った。

明治38年(1905年)1月24日の帝国議会(衆議院)で、上記緊急勅令(明治37年勅令第177号)が委員会で承諾されたことが報告された。これに対して花井卓蔵議員が次のように質問した。

政府委員に質問があります、第一は此勅令の下に於て裁判をされたる案件が幾つあって、未だ決定を与へざる裁判継続中の事件が何件ありますかを聞きたい、第二は此勅令は明治三十六年勅令第七十三号を改正されたものであるか、此七十三号に依ると、均しく同様の犯罪でありながら、其刑期は何れも一年以下、其罰金は二百円以下と云ふことになって居る、僅に一年の月日を閲した中に於て、同様の犯罪に関して、誠に軽罪中に於ても軽き罪を犯した者を俄に飛上げて、軽懲役重懲役の重罪に激変すると云ふ事情が、果してあったのであるかなかつたのであるか、斯く刑罰を激変しなければならぬと云ふ必要なる緊急切迫の、憲法第八条の非常命令を発せなければならぬと云ふ必要を感じたことが、事実であるか、どうかを聞きたい、第三は [以下略す-村嶋] (『官報号外』明治38年1月25日 衆議院議事速記録第10号、128頁)。

この質問に政府委員の仲小路廉が次のように答えた。

唯今の花井君の御問に答へます、第一の御尋は唯今継続して居る事件が何件で、処分済が何件であるか(花井卓蔵君「処分を与へざるものが幾ら」と呼ぶ) 処分に至らざるものが総計二十九人あります、それから裁判の確定した数が三十三人、それから不起訴及予審免訴が三十八人であり、それから第二の点であります、是迄発布して居ったものの刑期よりも、此度の方が刑期が非常に多くなって居るが、それはどう云ふ必要から斯う刑期を重くするに至ったかと云ふ質問であらうと考へますが、元来此朝鮮なり若しくは満州地方に於て行はれます銀行の一覽払証券であるとか、又は軍用切符に関係するものであるとか、其他白銅貨、是等の種類に関する犯罪は、数年来余程沢山に及びました訳であります、現に其遣り方も余程大きな仕掛を以てやって居ります訳であります、之に就きまして僅に重禁錮一年、若しくは罰金二百円の刑罰では、とても取締が付

きませぬ、寧ろ犯罪に依って得ます方の利益が、刑よりも余程多いことになり得ます結果、関西地方には是等の犯罪が続出致しまして、殊に昨年時局以来は、朝鮮の混雑に乗じまして、多数の犯罪者を作ることになりました、とても今日まで行はれて居ります此法律に依りまして、制裁を加へますことは、出来ませぬ次第でございます、故に刑は成べく之を重く致しまして、さうして此等の弊害を杜絶する途を講じますことは、肝要であらうと存じました訳でございます、尚此勅令を發布致しまするに就きまして、緊急であつたと云ふ理由は、是も唯今申しまする通に、丁度時局の関係と同時に、朝鮮には少なからぬ関係を有ちまして、多数内地人も参るやうな次第でございました、此混雑の際に処して、沢山此偽造貨幣を使用致します訳、尚御承知でもございますが、昨年此時局に伴ひまして、軍用手形の發布がありました、所が此軍用手形に就きましては、法律上何等の制裁もない次第でございます、此際朝鮮に対しまして帝国の信用を保ち、尚軍用手形に付いて、相当の取締を致しまする上に就きましては、どうしても相当の制裁を付する法律の發布を、必要と致しました、此等の理由に依りまして、次の議会の開期を待つ暇がございませぬかったので、憲法第八条に拠って、緊急勅令を發布された次第でございます（同上）。

仲小路廉の答弁では、明治37年勅令第177号による外国貨幣偽造の急激な重罰化は、1904年に日露戦争が勃発したという新時局における満洲、朝鮮地方での偽造防止を目的としたものであった。この時期の日本人の国外貨幣偽造に関する実証的で詳細な研究は存在していないようなので、既存研究を参照することはできないが、仲小路廉の答弁で見る限り、シャム紙幣偽造事件は、明治37年勅令第177号による外国貨幣偽造の重罰化の直接の原因ではないようである。

さて、作竹虎之助という姓名の人物が1910年代に下記のように合資会社を設立し、特許も取得している。

1913年10月23日に設立された、貴金属及金具製造販売を目的とする合資会社加地商会（本店大阪市南区天王寺町真法院町）の3名の社員の一人として、大阪市東区釣鐘町2丁目30番地の作竹虎之助が700円を有限社員として出資している（『官報』1913年11月1日、19頁）。

また、1915年8月10日に設立された、亜鉛鉛石精錬及真鍮再精錬を目的とした合資会社日本亜鉛精錬所（本店、和歌山市杉の馬場5丁目3番地）の4名の社員の一人として、作竹虎之助（住所は本店住所に同じ）が「労務」を有限社員として出資している（『官報』1915年8月25日、28頁）。

特許情報プラットフォームでの検索によれば、大阪府西成郡豊崎町西本生145番地の作竹虎之助は製鹽機の特許を1919年3月10日に申請し同年11月4日に特許第35279号として認められている。

「作竹」という苗字は極めて稀な苗字であるから、同姓同名の存在は限りなくゼロに近い筈である。更に類似の専門性をもつ作竹虎之助が二人存在したとは一層考えにくい。そうであれば、高い技術力でシャム紙幣を偽造した作竹虎之助その人が、その後は専門性の近い分野の正業に従事したと考えることが妥当であろう。

佐々木徳母（とくも、1873年7月19日生-?）は、1904年初に日本に送還されるまで1900年から在タイしていた。佐々木の人物については、拙著『南北仏教の出会い：近代タイにおける日本仏教者、1888-1945』（早稲田大学アジア太平洋研究センター、2023年）4-7頁に説明している。

なお、岩本千綱が佐々木徳母に宛てたと思われるが書状が、大逆事件記録刊行会編『大逆事件記録第二巻（下）証拋物写』（世界文庫社、1964年5月30日発行）の、目次索引1頁に「佐々木道元 品目 岩本千腕より佐々木徳母宛書状 押取番号378」として記載されている。但し書状の内容は省略されて掲載されていない。佐々木道元（1889-1917）は徳母の弟で、幸徳秋水の所謂大逆事件で逮捕され獄死した人物である。

高橋粲哉

高橋は、岩本、和田（作竹虎之助）と共に来タイし、佐々木徳母が準備したホテルに岩本、和田と同居し、一緒に逮捕された。偽札造りに900円を提供した高橋は、日本人偽札団（山本、岩本、作竹、佐々木、高橋）の一人として、タイ側資料にはしばしば登場する。しかし、タイ側資料にあるのは「高橋」という姓だけであり、名は記されていない。

一方、日本側資料では、1904年1月28日付稲垣満次郎公使の小村寿太郎外相宛公信第12号に、「本件嫌疑者の一人高橋粲哉取調の際押収したる同人の手帳によれば湯澤は香港に於て同人と往復したる事実も有之候旁当館に於ては右湯澤に関し大に注意致居候処今回京都府知事の報告に添付有之候領置書類写二通を査閲するに其署名の「よし」及「良」とあるは何れも良助の名に因める事及文中前後の事情より推察するに右は全く湯澤良助より岩本に送りたる密書ならんと想像致され候」（外務省記録4.1.4/3-2「貨幣贋造偽造関係雑件，外国貨幣ノ部 一」，下線筆者）とあり、タイ側資料にいう5人の日本人偽札団の一人である「高橋」の姓名は「高橋粲哉」であることがわかる。また、上述京都府知事の報告が添付した書類写2通とは、1903年12月10日付で大森鐘一京都府知事から杉村濬外務省通商局長に宛てた、岩本千綱家宅搜索報告書に添付されている、岩本千綱宛手紙2通のことである。この2通は岩本千綱の内縁の妻である「小野田むめ」の自宅（京都市下京区大和大路東へ入ル林下町廿四番地）で押収されたものである。

そのうちの最初の一通、[1903年]10月17日早朝付、「田中ヨシ」[湯澤良助の偽名と推測]から「山石さん」[岩本]に宛てた手紙は以下の通りである。

昨夜深更御書面拜見仕り岐阜方面〔高橋粲哉を指すか〕到底見込無之趣き誠に困却此上なく全く進退谷まり申候各自旅費調達方法に就ても小生は自己旅費当てる越中の沈香〔売薬商石黒七三のことか〕を責むる外無之是は厳しく責立候へば貴殿の彼の方面に於る顔はつぶれ候へども如何様にか小生の下等船賃位は用立可申被存候此の外には更に方法なし

茲に一つ御相談申度は苦策中の苦策に候へども小生目下当地に先年暹羅より持参せし高さ三尺立像金箔塗り中古の仏像一個あり是は或人の依頼に因て持来りしものなれど同人は目下家政上種々の紛々ありて右仏像を他家に預けあり之を信心用なり骨董用なりに貴地に於て貳百円位ひに売渡しても宜く又は五六ヶ月間抵当にても宜敷兎に角金策の一助とは相成り不申や勿論実物を見ざれば誰れしも出金致す間敷候へども好手あれば御送り申ても宜敷如何至急御返事被下度幸ひに貳百円位と相成候はば是にて大阪人〔作竹虎之助のことか〕を伴ひ寸時も早く出発致度候（仏像に対しては充分履歴付と致す事）尚如何様にも刺撃痛撃を加へ岐阜方面の御画策願上候也

十月十七日早朝

田中ヨシ

山 石さん

仏の目方数貫目あり一人にては持運び不便なり若し之を小生持参貴地向ふ時は所謂背水の陣なり（同上）。

2番目の手紙は、1903年10月18日午後付で「良」[湯澤良助の偽名と推測]から「岩」[岩本千綱]に宛てた

拜啓本日午前七時半御認の御書面拜見仕候稲満[稲垣満次郎公使]若狭丸にて出帆致候へば小生は飽迄他船にて出発致さざれば今回の事業に大不利益と存候将又大阪先生[作竹虎之助を指すか]是非稲満と同行を望むなれば又貴兄の手にて彼に対する小生の面目を失わざる限りは（旅費等小生出しやると云ひ置き小生出さずとも）貴兄彼を同行稲満と同船しては如何

小生は昨日より風邪に侵され本日終日床上に臥し居り候別紙ハ大阪人に見せるなり又見せて都合悪しければ話しのみなり致し被下度候

右の小生の積りは彼れ大阪人に小生床上呻吟の有様を見せ貴兄と一と船先き稲満と同行せしむるか或は小生全快后即ち一便の後船にせしむるかの窮策に外ならず候

貴兄は実物携帯の上香港にて梅谷[梅屋庄吉²⁴と思われる]等に相談金策も可有之なれど小生は香港に於ては如何とも致兼る有様にて貴兄等一と先出発後小生は如何にして出立し得るや実に確然たる目的無之困却甚敷候此際貴兄如何様にか致し濱翁[濱部儀八郎²⁵を指すと思われる]より貳百位ひ出させ直に出発一日も早く濱翁へ返金のみならず一刻も早く事業に取りかかり候工夫相付き間敷や一生中一度の場合に付き切腹の思ひにて御断行の程希望する処に候肝胆相照らす間柄苦痛惨憺は御互ひ事にて出来得べき限りの融通は（金銭のみにあらず）一分一厘たりとも致しあ

²⁴ 岩本千綱は香港の梅屋庄吉と交流があった。梅屋庄吉（1869-1934）は、自伝『わが影』（1926年、私家版、全14頁、早稲田大学演劇博物館図書室蔵）の9頁に「一、後岩本千綱氏（当時シャム国に聘せられ陸軍教官 [マ] たりし人今は亡し）と共に仏骨を奉ずるの挙に従へり、時のシャム国駐劄公使稲垣満次郎氏為めに大に斡旋せられたり、該仏骨は今名古屋に奉置さる、当時の記念写真亦家に蔵す」と記している。岩本のシャム国陸軍教官招聘云々は、梅屋の誤解であり、刀安仁に騰越に招聘された話と混同している可能性がある。車田譲治『国父孫文と梅屋庄吉』（六興出版、1975年）は正確さを欠いた記述が少なくないように見受けられるが、同書147-149頁には「庄吉は、大井憲太郎と南洋移民、貿易を画策したころ、岩本[千綱]と知りあい、岩本は香港を通るときは、必ず庄吉の家に滞在していたのである」とある。1903年9月21日の、チュラーロンコーン王生誕50歳、在位35年の祝いに多数の日本人が贈り物をしているが、その中に、香港にいる日本人写真家 Mumeya [梅屋] の名もある（NAT 5.5 9.2.5/94）。これは岩本千綱が仲介したものと推測される。なお、東京大学法学部近代立法過程研究会収集文書目録 No.16『梅屋庄吉関係文書』（1972年1月調）の12頁に岩本千蔵の書翰1通と記載されているが、この「千蔵」は「千綱」の誤読であると思われる。

²⁵ 濱部儀八郎は、京都の西陣織業者で、1902年頃岩本千綱の勧めでシャムへ進出することを考えたことが、近衛篤磨日記刊行会『近衛篤磨日記、第五卷』（1969年、鹿島研究所出版会）207頁の、1902年10月25日の項に、「一、官舎に赴き、面接す。浜部儀八郎、岩本千綱（浜部は暹羅にて商業に従事するとの事アブナシアブナシ）池辺吉太郎、柏原文太郎…」とある。近衛篤磨が、1899年頃より岩本千綱に不信感をもっていたことは、次の日記より判明する。即ち、1899年2月17日の日記に「一、不在中岩本千綱来り、帝国婦人協会の事に付、書類を残し去る。暹羅探検の冒険家、其事業を中止して婦人育成の事に尽力す、受取がたき話といふべし。」（『近衛篤磨日記、第二卷』277頁）、また1899年3月5日の日記には「下田歌子来り面会す。帝国婦人協会の事に付、同人の関係せんとする事、並に女子教育の意見等を語りたれば、余は同会の奔走者菱川香夢、岩本千綱等の人ととなりにより同会を信用せざりし事、並に歌子の意見等を賛して一臂の力を添えん事を諾せり。」（同上288頁）とある。

わざる可らず候
此状御落手の時の模様只に御報あれ
十月十八日午後三時半

良

岩

此の手紙は破捨して別紙は適宜に取計ふ事（同上）。

高橋祭哉の名は、上記引用の中に1ヵ所あるだけで、資料には彼のプロフィールは全く記載がない、また高橋祭哉の姓名は渡航先をシャムとした旅券下付表の中にも見つからない。彼が何者なのかを推測できる僅かな手がかりは、上に引用した最初の手紙の「昨夜深更御書面拝見仕り岐阜方面到底見込無之趣き誠に困却此上なく全く進退谷まり申候各自旅費調達方法に就ても」云々という書き出し部分である。これは岩本千綱が湯澤良助と思われる人物に渡タイ費用を岐阜方面からは調達できないと断ったことに対する、同人の岩本宛返信である。高橋祭哉の同姓同名者は複数存在するであろうが、この「岐阜方面」からは、岐阜出身で一時は岐阜県会議員として自由民権運動に熱心であった高橋祭哉を想起させる。

バンコクで高橋祭哉を資金提供の嫌疑者として取り調べた日本の領事館員は、押収した高橋祭哉の手帳中に香港で湯澤良助に会った事実が記載されていることを発見し、同時に湯澤良助と覚しき「田中ヨシ」が岩本千綱に宛てた手紙で、「岐阜方面」の金策に言及していることを知った。取調によって高橋祭哉が岐阜出身であることを知る領事館員は、岐阜方面の高橋祭哉と湯澤良助との間に偽札事件に関して複数回連絡があったことを確信したものと思われる。

岐阜の高橋祭哉（さんや）に関する最も詳しい情報は、岐阜市編『岐阜市史 通史編 近代』（1981年）234-235頁に下記のように記載されている。これからは高橋祭哉が京都で死亡したことが判るが、これも偽札偽造当時、岩本千綱が京都に住んでいたことと符合する。

以上から、1903年11月にバンコクで紙幣偽造の容疑で逮捕された高橋祭哉は、元岐阜県会議員で自由民権運動の闘士であった高橋祭哉と同一人物であると考えて間違いのないであろう。

高橋祭哉 嘉永六年（一八五三）八月一九日、山県郡石原村五二番戸に生まれる。彼の民権活動は、明治一七年（一八八四）二月、第三回岐阜県会議員選挙に当選を果たして以来、二三年七月に至る県会議員在職期間に集約できる。

この間、二二年八月、山田頼次郎外一五名よりなる「条約改正ニ関スル建白」の請願人の一人として名をつらね、また、二三年七月の第一回国会選挙をひかえ、県下自由党系人々の結集を計るため、同年一月一〇日結成された「濃飛自由倶楽部」の幹事役を勤めるなど、明治二〇年代初頭県下自由党再興に尽力するとともに、当時濃飛日報発行兼印刷人を担当するなど、言論活動にも活躍した。ことに同紙二三年二月一日の社説が、旧来の紀元節のあり方についてふれ、「これまで神武天皇の建国の日として祝ってきたが、これからは立憲政体となったのだから、憲法発布を記念日として祝うべきである」（『県史近代下』二・三頁）とする村山照吉起草の一文を掲げたことにより、筆者村山照吉・編集人村山金次郎と共に不敬罪に問われ、重禁錮四年・罰金

一〇〇円・監視一年六カ月の判決を受け、二七年七月一日まで入獄した。二三年七月なお任期を残して県会議員を辞任したのはこのためである。

なおこの三名に対して、二六年七月、武儀・山県・方県・厚見・各務五郡有志の特赦請願が内務・司法両大臣に提出されたが、請願書は彼等が「忠君愛国ノ思想ニ富ミ身ヲ公供ノ事ニ委ネ從テ県民多数ノ望ミヲ負ヒ決シテ不敬罪ヲ犯スカ如キ者ニ無之現ニ照吉祭哉兩人ノ如キは罪犯アリト認メラレタル当時ハ県会議員ノ榮職ニ在リシ程ニテ以テ其人望ノ如何ヲモ見得ヘク御座候」（『市史近代一』九一一頁）としている。

出獄後の彼の活動は明らかでなく、昭和二年（一九二七）七月九日、七四歳の生涯を、京都市下京区東九条札辻町一三六番地の地で閉じた。

高橋祭哉、村山照吉らの不敬罪とは、明治22年（1889年）2月11日紀元節の日を期して帝国憲法が公布された、一年後の、

明治二三年（一八九〇）二月一日紀元節にあたり、『第四濃飛日報』第七四号が掲載した社説「憲法発布の第一年紀に就て」によって発行停止となり、編集人村山金次郎（二〇歳）、発行人兼印刷人高橋祭哉（三六歳）、当該社説執筆者村山照吉（三四歳）の三名が、「神武天皇以降御歴代及今上皇帝に対し不敬の所為あるもの」として、刑法一一七条不敬罪によって、それぞれ有罪となった事件である（小股憲明『明治期における不敬事件の研究』思文閣出版、2010年、11頁）。

村山照吉（平民、農業）は、板垣退助が遭難したことで有名な岐阜における自由党懇親会（1882年4月5日）の席上で、板垣歓迎の辞を述べるなど、濃飛自由党の中心人物の一人であり、1890年初の県会議員選挙で初当選したばかりであった。高橋祭哉（平民、農業）は山県郡（石原）から、明治17年（1884）2月の初当選以来、19年1月、21年2月、23年（1890）1月と連続4期岐阜県会議員に当選した。村山、高橋の両人は、当時の岐阜における自由党勢力の中心に位置する重要な人物であった（同上書、11-12頁）。

1890年2月11日当時の第四濃飛日報は今日どこにも所蔵されておらず、不敬罪に問われた社説を読むことはできないが、初審判決文が言及している社説の概要は次の通りである。

過去の旧日本は、強者一人の国家にして、国家の本体を備へざる不具者にてありし。而して又、不具者が常に跋扈して、人民に苦痛を与へたる、先人が仇敵の国家なりし。苟も今日社会の道理を知るものは、斯る国家の紀元に対し、祝意を表する痴漢児あらんや。若し斯る国家の長久を祝するあらば、吾人は云はんとす、自己が奴隷海に沈没して長く浮ぶ瀬なからんことを祈るものと毫も異なるなし云々。看よ看よ、簷頭に翻々たる日章の国旗は、依然旧に習ひ自己の奴隷を表して、神武天皇が開国の紀元を祝するの意に非ざるなき乎云々。若し果して然らば、吾人は大に其愚を笑はんとす云々。過去旧日本開国の紀元は、吾人の喜ぶべき佳節に非ず。否佳節に非ざるなきも、帝家一人の祝すべき佳節なり、国家に於て何かあらん云々（同上書、17頁）。

小股憲明の推測によれば、社説は続いて「明治二二年二月一日の憲法発布をもって、『旧日本』は、国民が政治参加する『新日本』に生まれ変わり、間もなく議会も開かれようとしている。二月一日は、神武紀元ではなく憲法発布の記念日として、帝室だけのものではない国民全体の祝日として、すなわち『新日本』の紀元節として祝うべきものである」（同上書、18頁）と書かれていたようである。

1890年6月21日に大審院で、村山照吉は重禁錮4年6月、罰金150円、監視2年、村山金次郎及び高橋祭哉は重禁錮4年、罰金100円、監視1年6月が確定した。これに伴い、村山と高橋は県議会議員の資格を失った。三名には特赦願いが提出されたが、出獄は叶わず、刑期満了まで待たねばならなかった。高橋祭哉が出獄したのは、1894年7月1日である（同上書、14-15頁）。逮捕後の1890年5月4日に、濃飛自由倶楽部は長年の同志であり党内有力者であった村山を除名し、高橋も排除した。両人は刑期を終えて出獄後、二度と政界に復帰することはなかった（同上書、32頁）。

1894年7月に出獄し、政治活動からも排除された高橋祭哉のその後の消息と思われるのは、1903年11月にバンコクで紙幣偽造団の一人として逮捕されたことである。満46歳の岩本千綱が京都で当時満50歳であった高橋祭哉を偽造団仲間に引き込んだものと思われるが、岩本と高橋が知り合った経緯は不明である。岩本は京都で院外团的活動をしており、そのような関係で高橋と面識ができた可能性もある。

しかし自由民権運動の闘士であった高橋祭哉が、専制国家シャムの王族の金銭目当ての野望に加担するだろうかという疑問も生じる。高橋が依然として政治に関心をもっていたのならば、岩本は、シャム紙幣偽造に政治的意味を付して高橋に説明して一味に引き込み、900円という資金を提供させたという可能性も考えられる。そのように推測する根拠は、岩本は後日、1916年3月5日付で外務省の伊集院彦吉（1864-1924）に宛てた陳情書の下書きを作成しているが、その中でシャム紙幣偽造の目的を、ポンサー親王、ペンとともにシャム内閣打倒の資金を作るためであったと弁明しているからである。伊集院は1908年6月から1914年1月まで清国、支那特命全権公使であり帰国後待命、1916年2月に駐イタリア大使に発令され、3月21日に東京を発った。岩本の陳情書が実際に伊集院に提出されたかどうかは定かではないが、陳情書の下書き（岩本千綱の孫である奥山絵美氏所蔵、取消線は原文通り）は以下の通りである。

陳情書

不肖千綱雲南行の件に付き幸に閣下の御推挙を辱ふせしむするの光栄に浴し不測障害慮の故障の爲め其目的を達する能はず実に遺憾千万に候得共然れ共千綱が遺憾の如きは素より実に些末のごとにして言ふに足らず只恐事候得共世間の真相を知らざるもの閣下の御推挙を以て忽卒不明に出ると爲す事なきかを於是乎し或は爲に閣下の徳を傷くることなきやと深憂に不堪候仍て閣下の御一覽を煩はさんとす参考に供する爲め左の顛末事實の真想を左に略記してを開陳候也

暹羅事件

明治三十七年〔正しくは三十六年〕兼て知遇を蒙り居たる暹羅国王陛下の從弟^マポンサ親王より内閣転覆の反対党の内閣を倒す運動費用に供する爲め暹羅新発行の紙幣二百万チカル（邦貨約百三十万円）の偽造を千綱に囑托せらるる千綱にして之を承諾せば其条件の大略は方法の如何を論ぜず成功の際は如何なる方法に依つても日は日本の勢力を暹羅に扶植するを許すべしとの条件を

附せられたれば千綱之を諾し其事業に着手せしも中途にして未だ成らずして失敗しボンサ親王及びペング男爵の二人同志者の代表的犠牲となり終に事を曖昧裏に葬り去り二十年の禁獄となりて処せられ他に累を及ぼさずして曖昧裏に消却し千綱は日本へ送還せられ長崎裁判所に於て勅令違反の廉を以て罰金に処せらるる当日熊倉〔熊田勘太郎〕検事論告して曰く被告の処為は一点の私心なし且つや当時被告の境遇として之を諾すは頗〔頗〕る同情に価ひす然れ共暹羅に於ては親王貴族既に重科に処せらるるを聞く将来国際上の関係もあれ共被告を以て無罪と為す能はず宜しく酌量して軽微なる罰金を科せられん事と

蓋し此問題は決して偶発のものにあらず明治二十五年千綱が始めて暹国に赴くや深く当時の農相陸軍中將スリサクヂ〔スラサクモントリー〕侯の知遇を蒙る後侯爵は千綱に語るに大事を以てす乃ち移民の名の下に日本壯士二三百名を入国せしめ之に依て内閣顛覆を計らんとす千綱之を諾して帰朝せしに時恰も日清戦争の勃発に会ひ之を果す能はず荏苒〔明治〕三十七年に到りしものなり

千綱は此失敗に鑑み過激事を誤る時は終に累を国家に及ぼすを恐れ尔後は心竊に慎重事に従ふを誓へり

以上の事件は素より千綱が私欲の為にあらずと雖も予め事の緩急を計らず軽忽に大事を致し終に失敗して日暹両国の親和を傷けたるは蓋し千綱が菲才軽慮より出るものなりと深く慙愧し尔後尤も着実慎重に苟も国家の方針と一致せざる行動をせざることを竊に良心に誓ひ候

対蔡鏢事件〔略す一村嶋〕

大正五年三月五日 岩本千綱

伊集院閣下

タイ側資料で見ると、高橋は偽造に加担していることは明白なのであるが、何故か罪に問われることはなかった。バンコクで紙幣偽造団の一味として逮捕された高橋繁哉は、嫌疑者としてバンコクで領事の取調を受けたが、当時有効であった「明治36年4月13日官報公布勅令73号、外国通用の貨幣、紙幣又は銀行券の偽造変造取締」による処罰の対象者には当たらないと判断されたものと見えて、日本に移送されず、日本で起訴されることもなかった。日本での裁判のために被告として移送されたのは、山本、岩本、作竹、佐々木の4名であり、高橋の名はない。高橋はバンコクでの領事取調の段階で、被告ではなくなったのである。

湯澤良助

バンコクで日本領事が押収した高橋繁哉の手帳には、湯澤良助と香港で会ったことが記載されていた。湯澤は偽札発覚直前にバンコクに入り、発覚後慌てて南タイに去った事実もあるので、バンコクの稲垣公使や小松緑領事は湯澤も偽札事件に関係していると疑った。稲垣公使や小松緑領事は、1903年10月に「よし」や「良」の名前で、京都の岩本千綱にタイ渡航費の工面を相談した人物は、湯澤良助であるに違いないと推測した。稲垣公使は、湯澤の立件のために、嘗て在タイ公使館に外務通訳生として勤務したこともある湯澤の筆跡見本を、以下の1904年1月28日付公信第12号で外務省に送って、「よし」や「良」の名を使って岩本千綱に宛てた手紙の筆跡と一致するか筆跡鑑定を依頼した。

公信第十二号

暹国紙幣偽造事件に関し湯澤良助の筆跡見本送付の件

暹国紙幣偽造事件に関し曩に電報を以て及申請置候岩本千綱及和田猪之助兩人の家宅搜索の儀に付ては客年十二月八日付送第五号並に同月廿二日付送第五六号を以て高崎大阪府知事及大森京都府知事より回報の趣夫々御通報相成委曲了承致候尚ほ本件に関しては曾て外務通訳生として当館に在勤し其後免官せられたる湯澤良助に関しても嫌疑の廉少からず今当館の探知する所を挙ぐれば同人は岩本等一行に後れて客年十一月廿日頃当地に着し或る支那人の家に投宿して兩三日滞在の上恰かも本事件発覚後遽かに暹羅人の服装に改め折柄汽船便なかりしより陸路馬來半島に密行し其より新嘉坡に出で候由に有之又本件嫌疑者の一人高橋察哉取調の際押収したる同人の手帳によれば湯澤は香港に於て同人と往復したる事実も有之候旁当館に於ては右湯澤に関し大に注意致居候処今回京都府知事の報告に添付有之候領置書類写二通を査閲するに其署名の「よし」及「良」とあるは何れも良助の名に因める事及文中前後の事情より推察するに右は全く湯澤良助より岩本に送りとる密書ならんと想像致され候依て筆跡対照の爲め前年同人当地在留中当館に差出しある自書の届書三通茲に封入差進候間其筋に転送方可然御取計相成度此段申進候敬具

明治三十七年一月廿八日

在暹

特命全権公使稲垣満次郎

外務大臣男爵小村寿太郎殿

追て本文湯澤良助其後の踪跡に付ては当館に於ては全く不明に有之或は新嘉坡より孟買地方に赴きたりとの噂も有之候得共是とて固より明確ならず候為念此段申添候也（外務省記録4.1.4/3-2「貨幣贋造偽造関係雑件，外国貨幣ノ部 一（自明治十三年一月至明治卅七年七月）」

この公信第12号を本省が接受したのは1904年2月19日のことであるが、それに先立つ2月9日に稲垣公使は小村外相に下記の公信第13号を発した。

公信第十三号

暹国紙幣偽造事件の嫌疑者湯澤良助の踪跡に付報告の件

暹国紙幣偽造事件に関し湯澤良助の筆跡見本客月廿八日付公信第十二号を以て送付致候節同人の踪跡に付ては或は新嘉坡より孟買地方に赴きたりとの噂有之候趣追書を以て申添置候処其後更に探聞する所に拠れば今より凡そ二十日許以前迄同人が尚ほ馬來半島ラジャプリー州〔タイ西部のラーチャプリー〕コ・ラック島に於て旅費欠乏の爲め進退に困難し居りたるを目撃したる者有之由に候就ては同人に関する嫌疑上当館に於て必要有之候に付前信及上申置候同人筆跡見本対照の儀は其結果至急御通知有之候歟若くは同人の密書ならむと疑ひ候京都府知事領置書類二通撮影の上御送付相成候様致度此段申進候敬具

明治三十七年二月九日

在暹

特命全権公使稲垣満次郎

外務大臣男爵小村寿太郎殿（同上外務省記録 4.1.4/3-2）

上記公信第 13 号を本省が接受したのは、1904 年 3 月 1 日である。しかし本省の反応は鈍く、1 ヶ月以上を経た 4 月 4 日になって、珍田外務次官の稲垣公使宛私信の形式で、外務省は湯澤の筆跡鑑定を実施しないことを、以下のように回答した。

私信案

在暹羅国稲垣公使 珍田次官

拜啓陳者暹国紙幣偽造事件に關し湯澤良助筆跡取調方並に同人踪跡の件に付本年一月廿八日付公信第十二号並に二月九日付公信第十三号貴信を以て本省大臣宛申進の趣了承致候然る処右は客月 日付送第九号を以て申進候通目下控訴中に属し居候得共已に所管裁判所に於て所定の判決ありたる今日別に我より進て他の嫌疑者を摘発するの必要も無之且同人は嘗て本省官吏たりし事情も有之候に付本省より進て之を摘発するは少しく面白からざる次第にも有之候間本件は別にも有之旁々詮議の末其筋へ移牒に及ばざることに相成候条右御承知までに此段申進候敬具（同上外務省記録 4.1.4/3-2、取消線は原文通り）。

湯澤は立件されることはなかった。

1899 年 10 月に在タイ日本公使館が湯澤良助を雇用する際に湯澤が提出した履歴書は次の通りである。

長野県平民、明治 9 年 3 月生

明治 17 年郡立上伊那高等尋常小学校に入学同 24 年小学全科卒業

明治 25 年 3 月東京錦城学校尋常中学校に入り同 30 年 3 月尋常中学校卒業

明治 30 年 4 月より 10 月迄国民英学会に於て英漢学を脩む

明治 30 年 12 月渡暹翌 31 年 12 月迄暹羅国陸軍大尉ナーイ、ローイ、エーク、チェーム氏に就き暹語を研究し同 32 年 1 月より今日に至る迄ワット、マハン英暹語学校に於て尚暹語を研究す右之通り相相違無之候也

明治 32 年 10 月 31 日湯澤良助（外務省記録 3.9.5.6 「暹国在留清国人登録並同国人保護関係雑纂（在暹国公使館に於て湯澤良助雇入之件）」）

旅券下付表によれば、湯澤良助（21 才 9 ヶ月、長野県上伊那郡宮田村平民、東京市神田区南神保町 9 番地寄留）は、商業視察を目的としてシヤムに渡航するために、1897 年 11 月 12 日に外務省で旅券の下付を受けている（外交史料館、リール旅 14）。

1899 年 10 月 17 日に、在盤谷府日本雑貨及び輸出入商総代と称して、池崎新吉（1855 年長崎生、1896 年後半来タイ、池崎商会主）、山口友吉（1872 年山形県生、1898 年 2 月来タイ、山口商店主）、阿川太良（1865 年山口県生、士族、1894 年 6 月初来タイ、1900 年 7 月シンガポールで病没、閩南商会主）、野崎続太郎（1867 年広島県福山生、1896 年 10 月来タイ、野崎洋行主）、湯澤良助（1876 年長野県生、1897 年末来タイ、タイ語学習後 99 年公使館外務通訳生）の 5 名は連名で、国府寺新作

臨時代理公使に商品見本陳列所運営に関する請願書を提出した（外務省記録 3.3.6-14「本邦商品販路拡張の爲め在外帝国領事館内に商品見本陳列所設置一件」）。

上述のように、在タイ日本商人総代の一人として湯澤良助は活動している。

1903年の湯澤のバンコク日本領事館への届出によれば、どれも「在盤谷ニューロード 磯長海洲方」を住所して、6月5日には「一時帰朝致居候処昨四日着明鳳号を以て帰盤前記の処に居住致居候間此段及御届候也」の帰盤届、8月11日には、「私儀商用の爲めモントンナコンラーチャシーマーへ旅行致居候処一昨九日従僕石黒七三と共に帰盤致候間此段及御届候也」の帰盤届、9月4日には「明五日出帆の魯肅号にて一時帰朝仕候間此段及御届候也」の一時帰朝届をしている（前掲外務省記録 4.1.4/3-2）。バンコクの写真師である磯長海洲²⁶（1860-1925）に弟子入りして写真の技術を学んだ日本人は多く、湯澤もその一人と思われる。

なお、石黒七三は、前述のように富山県水橋町の売薬商であり、1903年半ばに岩本千綱が同伴して来タイした筈である。売薬業を介した岩本千綱と湯澤良助の接点をうかがうことができる。

1911年には湯澤良助はビルマのマグイ（Mergui）で、真珠採貝、売薬、写真業などを営業する日本神農薬房を経営している（伊藤友治郎『南洋年鑑 第四回』合資会社日南公司蔵版、1920年、158頁）。

5. 日本側公文書に見る偽札事件、取調と日本への移送

本偽札事件に関する日本側の公文書は、外務省記録 4.1.4/3-2「貨幣贋造偽造関係雑件、外国貨幣ノ部 一」（自明治十三年一月至明治卅七年七月）ファイル²⁷中に「(11)暹国紙幣偽造の件」として保存されている。本節で引用している資料は、別に明記しているもの以外は、この外務省記録 4.1.4/3-2に依っている。以下、この資料の内容を見てみよう。

Lawson 警視総監の前述 1903年 11月 24日付の報告に見るように、11月 10日に来タイした岩本ら日本人に疑いの目が向けられたのは、11月 19日のことであり、同日夜に宿泊ホテルの家宅捜索が行われ、11月 21日に 5人の日本人（岩本、和田、高橋、佐々木、山本）が逮捕された。

稲垣公使が小村寿太郎外相に宛てた本件に関する最初の公電（16号）も 11月 19日付である。

続いて、11月 23日に稲垣公使は小村外相宛に以下の公電 17号を発電した。

No.17

With regard to forging referred to in my last telegram, it is found that at least three Japanese undertook manufacture in Japan and importation to this country of the forged notes. The enterprise seems to have originated from the proposal of a Royal prince of Siam and a son of former Minister of Education, who was arrested 十一月十九日 and made full confession. 小松領事 arrested

²⁶ 磯長海洲は、鹿児島県士族で 1880年に駒場農学校に入学（安藤圓秀『駒場農学校等史料』東大出版会、1966年、309-31頁）したが卒業はせず、その後写真技術を身につけて上海で開業した。日清戦争時に日本に帰り、1894年 12月 21日に兵庫県で渡航先をシヤム、渡航目的を写真業として旅券の下付を受けた（外交史料館、リール旅 10）。以後、1913年初め頃までバンコクで写真館を営み、同地日本人社会の中心人物の一人であった（村嶋英治「バンコクの日本人 連載 91」『クルンテープ』2018年 3月号、早稲田大学リポジトリ登録の村嶋英治『バンコクの日本人』では、566-571頁部分）。バンコクで磯長に弟子入りして写真技術を身につけた者に黄檗宗僧侶の溪道元などがいる（前掲村嶋英治『南北仏教の出会い：近代タイにおける日本仏教者、1888-1945』第7章）。湯澤も磯長の下で写真術を学んだ可能性がある。

²⁷ このファイルは、アジア歴史資料センターがウェブで公開している資料中にはないので、外交史料館で閲覧することを要する。

next day all the suspected Japanese whose statements principally confirmed what the Siamese conspirators had already confessed. It appears that Prince asked 岩本千綱 in June to make Siamese Govt. notes to the amount of three million 銖, for which he promised handsome payment. 岩本 arrived here on 十一月十一日 in company with Printer 和田猪之助 two Japanese. In the next evening, forged notes, about 50,000 銖, were handed over to the Prince and his subordinate, the latter of whom put them in circulation through the gambling house. Tendering examination at Consular Court, I deem it advisable to make a search at the residence of printer, 大阪東区北久宝二丁目三百六十二 and also at the residence of 岩本, 京都下京区大路東入林下町二十四小野田ムメ。電信料千円電送ありたし

上記稲垣公電 17 号では、岩本らのバンコク到着を 11 月 11 日としているが、正しくは 11 月 10 日である。また、ポンサー親王とペンが逮捕されたのは、11 月 19 日と記しているが、正しくは 11 月 20 日である。

岩本千綱の京都の自宅である小野田ムメ方の家宅捜索が要請されているが、小野田ムメは岩本の内縁の妻である。岩本の孫の奥山絵美氏から提供を受けた岩本千綱の戸籍謄本によれば、岩本千綱（本籍高知県高知市南新町拾七番屋敷，族籍土族，亡父御綱長男，安政五年五月十日生²⁸）は明治 26 年 6 月 5 日に勝村米（ヨネ，慶應 3 年 11 月 21 日生）を妻として入籍したが，明治 30 年（1897 年）9 月 3 日に離婚した。ヨネとの間には明治 19 年 3 月 4 日に千代子が生まれている。その後滋賀県大津市の平民小野田與惣吉の姪ムメとの間に明治 34 年 1 月 1 日に「ゆき」が生まれ，明治 37 年 1 月 25 日には「玉子」が生まれている。

当時，日本はタイにおいて，日本暹羅修好通商航海条約（1898 年 2 月 25 日調印）の議定書第 1 項により領事裁判権を有していた。従って，11 月 21 日にタイ側が逮捕し，日本の領事官（小松緑）に引き渡された紙幣偽造容疑の 5 名の日本人に対し，バンコクで領事裁判を行うことが可能であった。

ところが，シャム政府が王族関連事件の日本人被告の裁判をバンコクで行うことを嫌った。そのため，11 月 26 日に稲垣公使は小村外相宛に下記の公電第 18 号を發した。

No.18

In view of the importance of the case of forging in which a member of Royal family took principal part, and in deference to the desire of the Siamese Govt. I hope you will avail yourself (?) of Art. X of the Law No. 70 1899, in order to transfer the case to a Court in Japan. All the necessary preparations for the purpose have been completed at the Consular Court.

²⁸ 岩本千綱の戸籍上の生年月日は安政 5 年 5 月 10 日（西暦 1858 年 6 月 20 日）であるが，岩本自身は自伝「隈水先生の略伝」を「先生姓は岩本名は千綱隈水又は南狂と号す安政四年九月二十二日土佐国土佐郡久万村に生る同姓御綱氏の長男なり」（村嶋英治「1890 年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業：渡タイ（シャム）前の経歴と移民事業を中心に（中）」『アジア太平洋討論』29 号，2017 年，142-143 頁）と書き出しており，本人自称の生年月日は安政 4 年 9 月 22 日（西暦 1857 年 11 月 8 日）である。既存の岩本千綱関係の出版物は，彼の生年を戸籍に従い 1858 年としているが，本人自称の 1857 年を尊重すべきであろう。

上記稲垣公電 18 号中の「Art. X of the Law No. 70 1899」とは、明治 32 年（1899 年）法律第 70 号（明治 32 年 3 月 20 日公布）の「領事官の職務に関する法律」の第 10 条のことで、同条は次の通りである。

領事官の管轄に属する刑事に関し国交上必要あるときは外務大臣は其の事件を管轄すべからざることを領事官に命じ且被告人を内国の監獄に移送せしむることを得

前項の場合に於て司法大臣は其の事件地方裁判所の権限に属すべきものなるときは長崎控訴院検事をして裁判管轄指定の申請を其の控訴院に為さしめ其の事件区裁判所の権限に属すべきものなるときは長崎地方裁判所検事をして裁判管轄指定の申請を其の地方裁判所に為さしむべし

翌 27 日、小村外相より稲垣公使に下記の公電 13 号が発せられた。

No.13

In Ref. to your teleg. 18 Telegraph at once why Siamese Government desire to transfer the case to a court in Japan and ascertain the intention of the Siamese Government how to deal with those Siamese accomplices [共犯者].

上記小村公電 13 号に答えて、稲垣は 28 日に下記の公電 19 号に発した。

No.19

In reference to your teleg. No.13, the desire of Siamese Govt. is based on the apprehension that a public trial at the consular court might add to the ignominy of the Royal Family as it affords such an impression upon the public already excited against the offenders as detrimental to friendly feelings of the two nations. The Prince being a brother of the King was secretly tried by latter himself and ordered for confinement for life following degradation from princely dignities and confiscation of royal grants. The Government are anxious to conceal his name from public not allowing to mention it in the press or at the court. His subordinate has been committed for trial in the central criminal court.

上記稲垣公電 19 号で稲垣は、シャム政府はポンサー親王の名が表沙汰にならないように、新聞や裁判所が公開することを許していない、ペンは刑事裁判所に起訴された、と述べている。確かに前述したように *Bangkok Times* の英文面では、シャム人の紙幣偽造犯人 2 名のうち、ペンの名のみが明示され、もう一人のポンサー親王の名は伏せられている。しかし、12 月 2 日の刑事裁判所でのペンの発言を報じた、*Bangkok Times* の 12 月 3 日号タイ語面では、ポンサー親王の名が明記されている。従って 11 月 28 日の稲垣の小村宛公電 19 号の時点では、ポンサー親王の名は伏せられていたが、その 5 日後には裁判でも新聞でもポンサー親王の名は表沙汰になっているのである。

12 月 3 日になって、小村外相は稲垣公使に、下記の公電 14 号を発して、移送命令を領事官に出す

ことにはやぶさかではないが、タイから日本への被告人の移送は技術的に困難であると述べた。

No.14

In reference to your teleg 18, although I have no objection to issuing the desired instructions to our consul in Bangkok yet I am afraid there would be unsurmountable difficulties in the way of executing the instructions unless there were a Japanese home-bound steamer in Siamese waters to receive the Japanese offenders. In the first place our consul would have to secure the consent of the captain of the ship carrying the offenders as well as that of the consul of the ships nationality to keep them during the voyage at the state of arrest and under guard of Japanese police. And then in the first port of arrival i.e. Singapore or Hong Kong Japanese Consul could not get hold of the offenders, so that they would be virtually liberated. Even were there Japanese ship in the port of arrival ready to receive them. Their transshipment might be objected to by the local authorities. On the other hand I may observe that trial in the Consular Court may be closed to the public at any time. You should inform the Siamese Government of the above considerations and if they still desire removal of the offenders from their territory telegraph me accordingly.

12月4日に稲垣は、以下の小村外相宛公電21号を發した。

No.21

In reference to your telegram 14, I am constrained to observe that the difficulties enumerated therein would apply with the same form in the case of 重罪 to be removed to 長崎地方裁判所 as well as appeal from judgment of Consular Court which will most probably occur in the present case. Those difficulties therefore ought to be solved sooner or later and I venture to suggest that satisfactory arrangement can be effected as a matter of courtesy with the concert concurrence and through him with the captain of a steamer as well as with the local authorities of Singapore or Hong Kong. If allowed, we shall be ready to undertake negotiations on the matter. The Siamese Government are most anxious to have the case removed to Japan. Besides it would not contribute to the good feeling if the Japanese offenders should be punished by only confinement less than one year or by a fine not exceeding 200 yen in the face of severe treatment of the Siamese. Moreover it is impossible to send them to the Siamese prison where no foreigners could endure the treatment. While British and French Consulates might refuse to take so many prisoners for a long period. Under these circumstance, I request you to reconsider the matter and instruct 小松領事 as proposed.

本省が被告人の本国移送にやる気を示さなかったのに対し、稲垣は被告人の日本への移送に熱心であった。その理由はシャム政府の要請があった外に、当時有効な日本の法令（明治36年勅令73号）が定める、外国貨幣等の偽造変造に対する罰則が「一年以下の重禁錮又は二百円以下の罰金」と余り

にも軽微であり、バンコクの領事裁判でこのような軽微な処罰をすれば、シャム人の対日友好感情を害すると考えたからである。日露の対立が連日報道されている当時の状況の中で、稲垣は日タイ親善に注力していた²⁹。

本省が被告人の日本移送を渋った理由はタイから日本人被告を本国に移送した前例がこれまで一件も存在せず³⁰、且つ次のような手続き上の困難が存在したからである。即ち、タイから日本に被告を移送する場合には、バンコク-日本間に日本船の運航がないので外国船に搭乗許可を求めなければならず、且つ日本の警察力が及ばない他の主権国家の中を通過するためにその国へ協力を要請しなければならなかった。しかし、日タイ親善関係、端的にはチュラーロンコーン王との良好な関係を重視する稲垣³¹は、この困難を自力で解決した。即ち、ドイツ船に交渉して搭乗許可を得、且つイギリス領事に交渉して、邦人被告人の本国移送に際して英領を通過する際には協力するという約束を得たのである。

12月16日正午過ぎに稲垣は小村外相宛に次の公電26号を発した。この電報は同日午後6時40分に本省に到着した。

No.26

In reference to my telegram 18, your instructions are urgently awaited, for the British Consul, who at our request undertook custody of the accused Japanese, is very anxious to get rid of inconvenience he is undergoing on that account.

稲垣の小村宛公電26号と入れ違いに、12月16日午前11時40分に小村は下記の稲垣宛公電17号

²⁹ 1903年10月8日付で「弁理公使従四位勲三等、稲垣満次郎」は「任特命全権公使、叙高等官一等」され（『官報』明治33年10月9日、170頁）、11月10日にバンコクに帰任した。多分そのお披露目も兼ねて12月1日には、公使館にワチラーウット皇太子以下タイの主要王族夫妻を招待して友好に努めたことが、*Bangkok Times* 4 Dec.1903 (Friday) に次のように報道されている。

The Crown Prince at the Japanese Legation

H.R.H. the Crown Prince was entertained by the Japanese Minister Plenipotentiary and Madame Inagaki at a dinner on Tuesday last [1st Dec.]. T. R. H. Prince Chao Fa Bhanarangsi, Chao Fa Baripatra, Chao Fa Chakrabong, Damrong, Devawongsi, Nares, Nakon Chaisee, Abhakara, H.E. Phya Phitpat Kosa and the Aides-de-Camp to the Crown Prince, and others holding military appointments, were also present. The menu consisted entirely of Japanese dishes; the famous raw fish and sake being included. A theatrical entertainment followed. The dramatis personae were "A Siamese Nobleman (Mr. Komatz [小松緑領事])", "His Companion" (Mr. Hayashi [林忠作外務書記生]) "Japanese Girls" (Mr. Masuda [三井物産益田英作] and Miss Suye), "A Chinaman" (Mr. Kawasaki [川崎造船所副社長川崎芳太郎]), and others. In the intervals between the acts sword dance were performed. At the close of the play, a "blow-gun" competition was held, and prize were awarded for the best shooting. The evening was closed by a supper served in a cottage built in the Legation grounds.

³⁰ 1895年10月に広島地方裁判所で召集不応のために軽禁固2ヶ月の刑が欠席裁判で確定していたにも拘わらず、日本への送還ができないために刑罰を免れていた医者の中谷足平を、バンコクの篠野乙次郎領事が1901年4月に、詐欺取財という別の容疑で逮捕した際に、日本へ送還して召集不応の刑罰を受けさせようと試みたが、警察の同行が必要のために諦めたことがある（村嶋英治『連載45、バンコクの日本人』『クルンテープ』2014年4月号、14-16頁。早稲田大学リポジトリ登録の村嶋英治『バンコクの日本人』では235-237頁）。

³¹ チュラーロンコーン王が稲垣公使に篤い信頼を寄せていたことは、1901年4月11日に同王がテーフウォン外相に宛てた文書の中で、「自分は稲垣は常に我々に親善の誠意をもって見ている」（*ฉันเห็นว่ามีสเตอริอานางาก็เป็นคนมีน้ำใจไมตรีต่อเราจริง ๆ เสมอมา*）と述べていることに示される（NAT 5.5 ศ.13/25,p.13）。同王の稲垣に対する信頼によって、稲垣はタイにおける邦人発展の様々な基礎を作ることができた。当時の日本政府が日タイ関係に殆ど関心を有していなかった中で、日タイ関係発展に努めた稲垣満次郎の功績は正当に評価されるべきである。

を発し、稲垣がバンコクで日本人移送のアレンジができるならば許可すると訓令した。しかし、敏腕な稲垣は小村の訓令を待たず、既に英領事との間のアレンジに成功していたことは上述の通りである。

No.17

In reference to your telegram No.21, the Imperial Government have been paying the matter their serious consideration with view to provide for the means to be resorted to regularly in future, and while still continuing such efforts you are authorized to try if you or Komatsu in his capacity of the Japanese consul can for this particular case locally arrange with the colleagues concerned so as to be enabled to send home the offenders without obstruction.

12月23日に稲垣公使は小村外相宛公電27号で、日本人4名（高橋粲哉は含まれていない）の本国移送の準備が整ったことを知らせた。

No.27

In regards to transportation of the four Japanese charged with forging previous consent has been secured from the consul concerned, who assured us that the captain of any steamers would not object to their passage on board thereof, while the local authorities at Hong Kong promised 在香港領事に give reasonable assistance and keep them under police custody to prevent their escape at Hong Kong. All other necessary preparation having been effected, I suggest that you will appoint a proper court to which the present case should be transferred and to dispatch a police of us to Hong Kong to take delivery of the accused, and orders Shirai 警部 by telegraph to escort the persons thereto. In order to cover all the expenses of custody at Bangkok and transportation to Japan of the four Japanese, I request you to send by telegraph 800 yen.

上記稲垣の公電27号に答えて、12月25日に小村外相から稲垣に宛てた公電20号が発せられた。

No.20

In reference to your teleg 27 necessary instructions have been telegraphed to our Consul. 白井警部 has been ordered to take the men to the first port of arrival in Japan. 800 remitted by telegraph as asked.

You should communicate in proper terms to the Siamese Government the attention which the Imperial Government have paid to the matter and the steps taken in deference to the desire of the Siamese authorities.

同じく12月25日に、小村外相から在盤谷帝国領事（小松緑）に、下記の電報が発せられた。

岩本外三名被告事件を管轄す可らず各被告人は白井警部をして内国の監獄に護送せしめよ香港出

発の際乗込船名本邦目的港及着港予定日等電報方同警部に命ぜよ

更に、12月28日に、小村外相は在盤谷帝国領事に「岩本等被告事件犯罪証憑書類は本省に郵送すべし」という電報を発した。

1903年12月26日に小村外務大臣から、波多野敬直司法大臣に宛て、次の送第129号文書が発遣された。

暹羅国紙幣偽造犯人岩本千綱外三名に対する領事裁判管轄を差止め内国監獄に該犯人の移送を命じたる件

暹羅国在留帝国臣民岩本千綱外三名は同国紙幣偽造を企てたる同国皇族の一人及其共犯人の依嘱に応じ三百万銖の該紙幣偽造を約し其内五万銖の紙幣を本邦に於て作製し之を携帯して去月十一日同国に渡航し依嘱者に手交したる処彼等共犯者の一人之を賭博場に於て行使し遂に発覚するに至りたる嫌疑事件に付在盤谷帝国領事は明治三十六年勅令第七十三号違反者として右本邦人を逮捕審問中なる旨同地帝国公使より電報有之候処本件犯罪には同国皇族の關係せるものあるにより同地に於て之が審判を為すときは自然該事実の同国人一般に公知せられ延ひて同国皇族の威信を失墜するに至り且つ兩國民間の感情を害するに至る虞あるを以て同国政府の冀望もあり旁国交上必要あるものと認め明治三十二年法律第七十号第十条第一項に抛り同地帝国領事に対し該被告事件を管轄すべからず且つ犯人を内国の監獄に移送すべき旨昨廿五日電報を以て命令致置候間右様御了承の上前頭条文第二項により其管轄裁判所の指定方可然御取計相成度且つ該犯人を收容すべき監獄を御指定御通牒相成候様致度此段御通知旁及照会候也

追て該犯人は同領事館附警部一名をして護送せしめ香港出発の際乗込船名、本邦目的港及着港の予定日等を電報致さしむる筈に相成居り候に付右電報到達の際は更に御通牒可致此段申添候也

12月27日付で、波多野司法大臣は、小村外務大臣に次のように回答した。

民刑秘第一七七号

本月二十六日送第一二九号を以て暹羅国在留帝国臣民岩本千綱外三名犯罪処分の儀に付御照会の趣領承右に関し本日別紙写の通長崎控訴院検事長へ及訓令候 尚被告人收容の場所は裁判管轄の指定あり次第決定し可及御報候此段及回答候也

明治三十六年十二月二十七日

司法大臣波多野敬直

外務大臣男爵小村寿太郎殿

(別紙写)

民刑秘第一七七号

長崎控訴院

検事長 水上長次郎

暹羅国在留帝国臣民岩本千綱外三名犯罪処分の儀に付別紙の通外務大臣より照会有之候処本件は明治三十二年三月法律第七十号第十条第一項に該当し地方裁判所の管轄に属すべき事件なるを以て同条第二項により長崎控訴院に裁判管轄指定の申請を為す可し

右訓令す

明治三十六年十二月二十七日司法大臣波多野敬直

1904年1月8日に波多野司法大臣は小村外務大臣に、「岩本千綱外三名貨幣偽造事件の管轄裁判所は長崎地方裁判所」に決定したことを次のように通知した。

明治三十六年十二月廿六日送第一二九号御照会に依り岩本千綱外三名犯罪処分の儀に付長崎控訴院検事長へ及訓令置候処本件の処分に付ては長崎地方裁判所を管轄裁判所に指定する決定ありたる旨同検事長より電報上申有之候に付此段及御通知候也

明治三十七年一月八日

司法大臣波多野敬直

外務大臣男爵小村寿太郎殿

稲垣は、紙幣偽造事件の日本人被告人の内地移送に至る経緯を詳述した下記公信87号を小村外務大臣に宛て1903年12月30日付で発送した。本公信を本省が接受したのは1月22日である。

公信第八十七号

暹国政府発行紙幣偽造事件並に刑事被告人内地移送の件

去十一月二十三日付電信第拾七号を以て及具報候通り岩本千綱外三名暹国政府発行紙幣偽造の嫌疑あるに由り逮捕の上取調べたるの結果当国皇弟ポングサ〔ボンサー〕親王並に前文部大臣の一子ナイベング〔ベン〕兩人と共謀し暹国紙幣を偽造したるの罪状明白なるを以て当地帝国領事館に於て右刑事被告人等を公判に附すべき手続に相成居候処前記ポングサ親王は去十一月廿一日を以て逮捕せられ別に正式の裁判を用いず当国皇帝陛下の勅裁に依り勲位褫奪の上特赦ある迄終身幽閉を命ぜられ総て此等の事實は勿論右偽造事件に関し同親王の名は一切公表せざること相成候際若し帝国領事館に於て公判を開くときは自然本件の首謀者たる同親王の名を顕はし其行為をも追究せざるを得ざるべく旁に当国皇室の榮譽にも影響するの虞あり且又本件は其性質上当国一般の内外人に対し直接の関係ありたる次第に付之に就き時論囂々たるの際当地に於て公判を開き事實を糺明するに於ては延いて両国人の好情を傷ふに至るべし等の理由に依り本件を本邦内地の裁判所へ移され度旨当国外務大臣より懇請し来り候に付去月廿五日付電信第拾八号を以て明治三十二年発布法律第七拾号第拾条の規定に基き外交上必要あるものと認め当国駐在帝国領事の管轄を解き被告人を内地監獄へ移送せしむる様御詮議相成度旨稟請に及びたる次第に有之候然るに当地帝国領事に対し右様訓令を發するに就ては肯〔あえ〕て異議なきも同領事に於て該訓令の執行上非常なる困難あるべく先づ右刑事被告人等を便乗せしむべき船舶の船長並に当該国領事の承認を得ざるべからず又外国の領土に係る新嘉坡若くは香港通過の際我領事及警察官は刑事被告人

等に対し其の権力を執行するを得ざるに由り事実上彼等を放免することと可相成に付当地帝国領事館に於て閉鎖の上公判を開くも可なるべく尤も当国政府に於て強いて本件の移転を希望するに於ては再応稟申に及ぶべき旨去三日付貴電第拾四号を以て御訓示に接し候得共当国政府に於ては避くべからざる故障あるにあらざれば是非共内地へ移さる様切望し居候のみならず貴電列举の難件の如きは必しも這回に限りて発起すべきものに無之当地領事館より長崎地方裁判所へ移すべき重罪被告事件の場合は勿論仮令本件を当地に於て裁判に附するも犯罪人等より控訴を提起する場合に於て之と同様の困難に遭遇すべきは明瞭なる次第に付早晚其の解決を為すの必要に迫るべきに依り若し閣下の御認可有之候はば当方に於て適宜の措置を執り度に付右の旨報を以て去四日付電信第廿一号を以て及稟申候処越へて去十六日に至り右之儀御容認相成候旨電訓に接し候に付直に小松領事をして当地香港間定期航海船所轄独逸総領事に協議せしめ候処右被告人等を普通船客として便乗せしむるに就ては同領事は勿論当該船長に於ても異議なかるべきのみならず応分の援助を与ふるを得べく尤も重罪犯人にして監禁等の手續を要するものに対しては追て本国政府へ請訓に及ぶべしとの事に有之又右被告人等を内地へ護送するの途次香港通過の際並に同地滞在中適當の援助を与へ且其逃走予防等に就き在香港帝国領事をして同港地方庁へ交渉せしめ候処該地方庁に於ては啻に其通過に対し相當の便宜を与ふるのみならず同地滞在中は警察官吏をして逃亡を防がんが為め監護せしむべきことを約諾したる趣回報有之候又当地駐在英國領事に於ても我が請求に応じ香港総督に対し右被告人同地通過の際好意上充分なる便宜を与ふる様交渉を遂げたる旨申越候に付右の旨報を具し及当地英國領事館に於ける右被告人等の拘留費用並に内地への護送費概算額金八百円を要する旨去廿三日付電信第二十七号を以て稟申に及びたる次第に有之候尤も前記岩本等刑事被告人を内地監獄へ護送方に就ては小松領事に於て必要の手續を了すべき筈に有之候

右御報告申進候 敬具

明治三十六年十二月三十日

在暹特命全權公使 稲垣満次郎

外務大臣男爵小村寿太郎殿

同時に、小松緑領事も小村外務大臣に宛て、下記の1903年12月30日付公信34号を発送した。

公信第三十四号

暹国政府発行紙幣偽造者逮捕及転送並に証憑書類送付に関する件

去十一月十一日岩本千綱山本安太郎和田猪之助なる者当地に来着し是迄本邦人の宿泊したることなき僻陬の旅館へ投宿し爾来暹国貴族と相往来し居り其挙動怪しむべきものあり数日の後に至り当国政府発行紙幣中偽造に係るもの続々発見せられたるに其紙質並に印刷上の模様より観察し或は日本人の手に成りたるやの疑ひありとて当国警察署より正偽兩様の紙幣を提供し来り充分なる搜索を可遂様依頼有之候に付直に白井警部に命じ前頭日本人等の出処を查察せしめ他方に於ては一二信頼すべき本邦居留民に対し内意を含め密々暹国人間に於ける彼等の関係を尋釋せしめ候処当国政府発行紙幣の偽造に就き日暹両国人数名の間に密謀ありたるの事実を発見したるの際同

月十九日に至り前文部大臣ピヤ、パー [パーサコーラウオン] の一子ナイペングなる者偽造紙幣行使の嫌疑を以て逮捕せられたるに其自白に由り当国皇帝陛下の皇弟ポングサ親王より同人を経て前記岩本等に対し暹国紙幣の偽造を依頼したる趣判明したるを以て同廿一日右三名並に日暹兩國人の間に介し通弁の事に当りたる佐々木徳母の四名に対し白井警部より告発有之候に付直に拘引状に依り逮捕せしめ当館に於て取調を遂げたる結果前頭ナイペング自白の通り初めポングサ親王より岩本山本兩人に対し暹国政府発行紙幣百銖並に貳拾銖の二種凡そ三百万銖を製造せんことを依頼し兩人に於て之を引受けたる上本国に帰り印刷業者和田猪之助をして右兩種にて凡そ五萬銖に該当するの紙幣を製作せしめ今回相携へて来盤し去月十二日及十三日の両日を以て右ポングサ親王並にナイペング兩人へ手交したるの事実を陳述したるに依り同日更に拘留状を發し仮りに在盤谷英国領事館の未決監に拘留し爾来当館に於て白井警部は検事として訊問を遂げたる処其罪状明白なるを以て遂に同警部より一件書類を添へ起訴状を提出致候に付受理の上公判を開かんとするに方り当国政府より本件は皇室の名誉に関するを以て若し避け難き故障あるにあらざれば之れを我国内の裁判所へ移され度旨稲垣全権公使へ請求あり同公使より閣下へ電稟の手續中開廷を見合せ居候処去十二月廿五日付電信を以て本件を管轄すべからず且各被告人を内国の監獄へ移送すべき旨御下命相成候に付右刑事被告人岩本千綱外三名を白井警部に交付し来明治卅七年一月二日当地出帆の独逸汽船ペチャプリー号に搭乗せしむる筈に有之候尚本件共謀者たる暹国人ナイペングに対する当国刑事裁判所の訊問調書及宣告書謄本此に添付致置候敬具

明治三十六年十二月三十日

在盤谷 領事 小松緑³²

³² 岩本千綱らの紙幣偽造事件の領事裁判を担当した小松緑（公使館二等書記官兼領事）は、事件の34年後に以下の回想を公表している。但し、この回想には多数の記憶違いがある上に、偽札の象の牙の話など小松自身が創作したのではないかと思われる話も含まれている。

それから私が領事として、贋札事件の裁判をしたことがあった。これは甚だ不愉快な思出であるが、世の変遷を偲ぶ一端ともなるであらうから、その概略を語るであらう。

事件といふのは、岩本某 [岩本千綱] といふ人が大阪在住の技師数人と共に、暹羅の紙幣を贋造して持込んだのであるが、本当の首謀者は暹羅の某名門であった。この方が岩本に五十 [マ] バツと百バツの大紙幣を製造させたといふことであつた。かくして出来上つた紙幣は本物よりも色が少し薄く、故意か偶然か象の牙がなかつたので、岩本は子供の玩具紙幣として製造したと弁明していた。尤もそれはあとの話である。然るに、この紙幣を某名門に渡して、その製造費を受取らうとすると、その人は、果してこの紙幣が通用するかどうかをためす為めに、数回に亘り腹心の家令を密かに前記の支那人経営の賭博場へやつて使はせたと、難なく通過した。ところがこれ等の賭博の揚り金が銀行に預けられた時に、その贋造なることが発見されたので、警察の手で、くだんの家令が逮捕され、尋いで名門も訴へられた。取調の結果、岩本等の関係が判明した。そこで警視總監（英人でトーマス・ブラウン [正しくは Lawson] といふのが、多数のシク人と少数の暹羅人の巡查を部下に使つていたが、勿論暹羅官吏となつていた）が、領事館に来て、右の事情を語り、当時盤谷の日本旅館 [正しくはフランス人のホテル] に宿泊していた岩本以下三名の日本人を逮捕して取調べたいといふ。治外法権の関係で、暹羅の官憲は日本人に対する裁判管轄権を持つていないが、警察の事は任意出頭の名儀で、取調だけが出来るといふのが、ブラウンの意見であつた。

私はこれに答へて、岩本等の所為は甚だ悪むべきだが、貴下の説明に拠ると、自分で紙幣の贋造を思ひ立つて、自分でそれを使つたのではなく、ただ暹羅某名門の御依頼に応じたに過ぎないものやうである。しかし当方に於ける真相の取調は公明正大を旨とし、断じて情実を許さないから、一切拙者を信頼してもらひたい。逮捕、監禁、取調、裁判等悉く当方に領事裁判権の下に執行するから、貴方に於ては、一切彼等に手を触れないように注意されたい。然らざれば、当該事件以外 [意外] に或は無用の国際的紛議を起すかも知れないといつてやつた。すると、ブラウンは貴国領事館には十分の警察力があるまいから、御助力いたすであらうといふ。なるほど実は逮捕、監禁、検察等を執行するに只一人の警部しかいないのである。しかし嫌疑者は暴行に出づる処もなく、又船便より外に帰国の途のない盤谷から出帆日以外には逃走する心配もない

外務大臣男爵小村寿太郎殿

白井警部に護送されて岩本、山本、作竹及び佐々木の4名の被告は、予定通り1904年1月2日に香港に向けてバンコクを出発した。一団は香港から鎌倉丸で1月20日に神戸着。彼等の裁判は、長崎地方裁判所が管轄することが決定され、長崎地方裁判所検事正山本辰六郎が起訴手続きを担当した。山本検事正の1月25日付の法務大臣宛報告によれば、

暹羅国通貨偽造行使事件の被告人岩本千綱和田猪之弼^{ママ}事作竹虎之助山本安太郎佐々木徳母の四名は本月廿日〔1904年1月20日〕当地より派遣したる警察官に於て予審判事の勾引状を執行し神戸港より直送の末同月廿三日同判事の勾留状により長崎監獄へ勾留致候間此段及報告候也

明治三十七年一月廿五日

長崎地方裁判所

検事正山本辰六郎

司法大臣波多野敬直殿

1904年3月10日に、長崎地方裁判所は下記の判決を下した。

ので、私は助力をもことほり、万事自分の責任を以て処分する旨を明言した。彼も此の上致方なしと思つたものか、然らばよろしく頼むといつて歸つた。

それから岩本以下四名を領事館へ連れて来て、調べて見ると、ブラウンから聞いた所の某名門と家令との自白と大体符合する。岩本等は飽くまで玩具説を主張する。大阪府へ電報して原版を取り上げて、調べてもらったところ、玩具にしては精巧すぎるといふ返電が来た。某名門も使ふ積りで製造を頼んだといふ。岩本がその情を知っていたか、どうかは、ただ認定に依る外ない。この点は証拠不十分であつたから、よつぽど放免しようかと思つた。

四五日後に、ブラウンがまたやつて来た。そのいふ所によると、某名門は流罪〔ママ〕となり、その家令は八年の懲役に処せられる筈であるから、日本人の共犯者もそれに準じて重刑に処してもらひたい、それでないと、暹羅人ばかりが重く罰せられることとなり、権衡を失するとのことであつた。

私は八年の懲役とは、随分重すぎるやうだが、一体どういふ法律に依つたのかと訊くと、暹羅では英国が印度に施行していると同じ刑法が施行されているが、それは累加法になつていて、暹羅の紙幣は、兌換券で大蔵大臣の官印が捺してある一種の公文書であるから、第一に公文書偽造、第二に官印偽造、第三に贋造貨幣行使といふ三つの犯罪がこの事件で構成されるので、第一第二は各懲役三年宛の刑であり、第三は懲役二年の刑であるから、都合懲役八年となると説明し、日本でもさういふ風に加算してもらひたいといふ。

私は、日本の刑法を概略話して聞かせ、この事件は単純なる紙幣贋造の嫌疑として取扱ふ外はなく、それすら、嫌疑者の申立の如く、玩具として製造を引受けたものとすれば、罪にはならない。殊に現行刑法は、外国貨幣の贋造には適用せられず、近頃朝鮮(当時独立国)の銅貨贋造に適用する為め、緊急勅令を以て外国貨幣を贋造するものを処罰する規定が公布されたので、若しこの事件にして紙幣贋造の証拠十分なりとしても、一箇年以下の禁錮百円以下の罰金にしか該当しないといふ事情を説明すると、ブラウンはヒドク驚いて私の言ふ所さへ心から信用しなかつたらしく、ただ「困つたなア」を繰り返へし、何とか考へて下さいといつて往つてしまつた。

なるほど、日本の事情を了解していない暹羅の警察官や裁判官は、この事件に対する日本領事行ふであらう所の裁判が不可解に感じられ、或は不公平に思はれるかも知れないし、第一兩國の国交上面白くない感情を唆るかも知れない。そこで、私は一寸考へた結果、不図領事の職務規程中に、その取扱ふ民刑訴訟事件にして外交上必要がある場合には、一件書類を添へ事件と共にこれを長崎地方裁判所に移すことを得といふ箇条のあることを思ひ出した。因て事件の顛末を具して外務大臣に伺ひ、その許可を得た上、この事件を長崎に移管し、関係者一同をも同地へ送り届けた。

この話をブラウンに伝へると、彼は大変嬉しがつて、

「暹羅政府の役人達には事件が重大であるから、本国へ送り返へして裁判させることにした、と言つて置いて下さい。」

と頼むのであつた。私はそんな嘘はいへないこととはつたが、強いて内情を打明ける必要も機会もなかつたから、そのままにして置いたが、その後何の面倒も起らなかつた(小松線「暹羅駐在中の追憶」『暹羅協会会報』第9号(日暹修好五十年記念特輯号)、1937年12月、85-88頁)。

判決

高知県高知市南新町十七番屋敷土族当時京都府京都市下京区大和大路東入林下町二十四番地居住
壳薬商 岩本千綱 四十六年五月生

大阪府大阪市東区材木町一丁目六十一番屋敷平民当時同市東空堀町二丁目四十八番屋敷居住 金
物細工業 和田猪之^{ママ}弼 事 作竹虎之助 三十九年四月生

東京府東京市麻布区麻布宮村町一番地 士族 無職 山本安太郎 三十三年五月生

熊本県熊本市西坪井町七番地 平民 無職 佐々木徳母 三十二年七月生

右〔前〕外国貨幣偽造行使被告事件に付検事熊田勘太郎干与審理を遂げ判決すること左〔下〕の
如し

主文

被告千綱虎之助安太郎を各罰金七拾円に処す

被告徳母を罰金四十円に処す

領置物中偽造紙幣は之を没取し壹千銖紙幣一枚は所有者にその他は差出人に還付す

理由

被告安太郎は暹羅国在任中明治三十六年二月上旬頃同国貴顕〔ボンサー親王〕及同国人ナイペン
グより同国政府紙幣を偽造すべき旨囑托せられたるより帰朝の上被告千綱の居宅に於て同人に右
の趣きを図りたるに被告千綱は之を承諾し被告虎之助を自宅に呼び寄せ右作製方を談合したるに
被告虎之助も之を承諾したるにより被告千綱は同年六月中暹羅国に渡航し右貴顕及ナイペン
グに面会し紙幣偽造の打合を為したる末帰朝し同年九月及十月頃被告等は大阪市に於て暹羅国紙幣
二十銖及百銖の二種を二千七八百枚都合八万銖余に相当するものを偽造して之を携帯し同年十一
月十一日暹羅国に輸入したるものなり

被告徳母は明治三十六年六月中暹羅国に於て前記被告千綱が同国貴顕及ナイペン
グに面会の節右紙幣偽造の情を知りてその謀議に干する通訳をなし以てその犯罪を容易ならしめたるものなり
右の事実は各被告の予審調書中各関係事項に符合する事実の供述の記載あると当法廷に於ける各
被告が各その関係事項に付前記同一趣旨の事実の供述並に領置の偽造紙幣に徴し証憑充分なり
之を法律に照らすに被告千綱虎之助安太郎が所為は共謀し偽造したる外国紙幣を外国に輸入した
るものなるにより刑法第四百条明治三十六年四月勅令第七十三号第二条第三条に該当し右各被告
とも一年以下の重禁錮又は二百円以下の罰金に処せらるべく尚被告徳母が所為は正犯を幫助しそ
の犯罪を容易ならしめたるを以て前同条及び刑法第九十九条により前記の刑に一等を減じ処断せら
るべきものたり然るに被告等四名が本犯罪を遂行するに至りたるは暹羅国貴顕及同国に於て曾て
貴族の班に列りたるナイペン
グの囑托に基きたるものにしてその発案者に非ず且つ未決監に在り

て勾束せらるること約四月に瀕り法廷の罰金刑に処するにも相当の斟酌を加ふべきものと認め主文の刑に処したり領置物中偽造紙幣は法禁物なるを以て刑法第四十三条一、第四十四条に依り之を没収すべく壹千銖紙幣及びその他の領置物は孰れも没収すべきものにあらざるを以て刑事訴訟法第二百二条により前者は所有者に后者は差出人に還付すべきものたり仍て主文の如く判決す

明治三十七年三月十日

長崎地方裁判所刑事部

裁判長 判事 牧瀬豊吉

判事 古荘虎雄

判事 山本宮市

裁判所書記 紙屋啓太郎

翌3月11日付で、長崎地方裁判所検事正山本辰六郎は司法大臣に次の報告をなした。

乙第七五五号

岩本千綱外三名暹羅国紙幣偽造行使事件昨日当庁に於て岩本千綱和田猪之弼事作竹虎之助山本安太郎の三名を罰金七拾円に処し佐々木徳母を罰金四十円に処すとの判決有之此段及報告候也

明治三十七年三月十一日

長崎地方裁判所検事正山本辰六郎

司法大臣波多野敬直殿

追て本件は刑期軽きに失するの感あり控訴を為すべき乎と思考中に有之候得共不取敢及報告候

上記報告は、3月17日付で司法省民刑局長河村讓三郎から外務省取調課長石井菊次郎に通牒した。外務省通商局では、3月26日に司法省に本当に控訴したかどうかを問い合わせ、控訴中なることを確認して、4月4日に外務次官の私信という形式で稲垣公使に次のように通知した。

岩本千綱外三名暹国紙幣偽造に関する件

岩本千綱外三名暹国紙幣偽造行使被告事件は曩に長崎地方裁判所を管轄裁判所に指定せられたる処今般同裁判所に於て岩本千綱和田猪之弼事作竹虎之助山本安太郎の三名を罰金七拾円に処し佐々木徳母を罰金四十円に処すとの判決有之右〔前〕に対し同所検事は刑罰軽きに失するの理由を以て控訴を為せる旨司法省より通知有之候に付此段御心得迄及御通牒候也

タイ側が、長崎地方裁判所の判決が、3名は罰金70円、1名は40円に過ぎないことを知ったのは、Lawson 警視総監が稲垣公使に裁判の結果を問い合わせたことによってである。Lawson は上司の京畿大臣ナレート親王に、5月9日付でこの件を報告した。報告の中で、軽い刑罰なので、日本人は懲りることなく再び紙幣偽造を働くおそれがあるとして、“I do not think it will be very long before some more Japanese start this very safe and profitable business again” と述べている。タイの日本人は領事裁判権によって守られており、タイの法律によって処罰されることはないから、このような心配もあり得ることであった。

5月13日に、ナレート親王は、国王に次のように上奏した。Lawson が稲垣公使から聴取した日本人紙幣偽造犯の処罰は軽すぎる、但し、稲垣公使は Lawson に日本の検事も刑が軽すぎると考えて控訴していることを伝えた、本件については外務省が抗議できるように、外務省にも通知しておく、と。これを受けて、国王は「判決はとんでもなく、ひどい (ตัดสินเลวทรามเต็มที่)。外務省に話させて見るのはよいことだ」と書き込んだ (NAT 5.5 卷.11/8, pp.73-76)。

実は 1904 年 5 月 3 日には、岩本、山本、作竹の 3 名は 200 円の罰金、佐々木は無罪という控訴審の判決が出ているのだが、これは稲垣公使にもタイ側にも伝わっていなかったようである。控訴審の判決は次の通りである。

判決

高知県高知市南新町十七番屋敷 士族 当時京都府京都市下京区大和大路東入林下町二十四番地居住
売薬商 岩本千綱 安政五年五月十日生

大阪府大阪市東区材木町一丁目六十一番屋敷 平民 当時同市東空堀町二丁目四十八番屋敷居住 金
物細工業 和田猪之助 事 作竹虎之助 慶応二年二月十五日

東京府東京市麻布区麻布宮村町一番地 士族 無職 山本安太郎 明治五年六月二十日

熊本県熊本市西坪井町七番地 平民 無職業 佐々木徳母 明治六年七月十九日生

右外国紙幣偽造輸入被告事件に付き長崎地方裁判所が明治三十七年三月十日言渡したる判決に対し同
裁判所検事正検事山本辰六郎より控訴の申立を為し被告虎之助同安太郎同徳母は付帯控訴の申立を為
したるに因り当院は検事宮腰信次郎の立会を以て更に審理を遂げ判決すること左の如し

主文

原判決は之を取消す

被告千綱同虎之助同安太郎を各罰金貳百円に処す

被告徳母を無罪とす

領置物中偽造紙幣四枚は没取し其他は差出人に還付す

理由

被告安太郎は暹羅国在住中明治三十六年二月上旬頃同国貴顕及び同国人ナイペンクより同国政府発行
の紙幣を偽造せんことを囑託せられたるより帰朝の上被告千綱に之を譲り被告千綱は之を賛同して其
の作製を被告虎之助に依頼し被告虎之助が之を承諾するや被告千綱は同年六月中暹羅国に渡航し右
[前] 貴顕及ナイペンクに面会し紙幣偽造の打合を為して帰朝し被告等の紙幣偽造の議愈熟し同年九
月及十月頃被告虎之助は大阪市に於て暹羅国百銖紙幣凡三百枚二十銖紙幣二千余枚を偽造し被告安太
郎千綱虎之助は之を携帯して同年十一月十一日暹羅国に輸入したるものなり

右 [前] の事実は

被告安太郎の予審調書中前示の如く暹羅国貴顕及びナイペンクより紙幣の偽造を囑託せられ帰朝の上

被告千綱に之を議りたるに千綱は之に賛同したる旨及明治三十六年十月中被告千綱より暹羅に渡航するの報知を為し来りたるも病の爲め同人に後れて出発し香港に於て出会し共に暹羅に至り偽造紙幣をナイペング等に渡したる旨の供述記載

被告千綱の予審調書中被告安太郎の相談に応じ被告虎之助に暹羅国紙幣の偽造を依頼し置き明治三十六年六月中暹羅に渡航し紙幣偽造の打合を為して帰朝し虎之助より百銖の偽造紙幣三百枚貳拾銖の偽造紙幣二千四五百枚を受取り同人と共に再渡航の途に上り香港より被告安太郎も同船し同年十一月十日暹羅に着しナイペング等に偽造紙幣を引渡したる旨の供述記載

被告虎之助予審調書中被告千綱の依頼に依り大阪市に於て暹羅国の紙幣を偽造し千綱が之を携へて暹羅國に渡航する時は之と同行したる旨の供述記載領置の偽造紙幣に徴し証憑十分なり

被告徳母は明治三十六年六月中暹羅國に於て前示の如く被告千綱が同国貴顕及びナイペングに面会し紙幣偽造の打合を為す際其通訳を為したるものなること被告徳母の自白に依り明なるも右〔前〕千綱等の紙幣偽造の打合せは犯罪の謀議にして予備の所為にあらざれば被告徳母が通訳を為して其謀議に便宜を与へたる所為も予備の所為を以て正犯を幫助し犯罪を容易ならしめたるものと謂ふを得ず

之を法律に照すに被告安太郎同千綱同虎之助の所為は刑法第四百条明治三十六年四月勅令第七十三号第二条第三条に該当するを以て一年以下の重禁錮又は貳百円以下の刑の範囲内に於て各二百円の罰金に処するを相当とし被告徳母の被告事件は罪とならざるを以て刑事訴訟法第二百二十四条に依り無罪を言渡し領置物中偽造紙幣は法律の禁制物なるを以て刑法第四十三条第一号第四十四条に依り没取し其他は刑事訴訟法第二百二条に依り還付すべきものとす故に原裁判所が被告安太郎等に対し前示の事実を認定し前示の法律を適用したるは相当なるも同被告等を各罰金七拾円に処したるは其刑輕に失し又被告徳母は予備の所為を以て他の被告を幫助し其犯罪を容易ならしめたるものなりとし同人に対し有罪の判決を為したるは不当にして検事の控訴並に被告の付帯控訴は理由あり依て刑事訴訟法第二百六十一条第二項に依り主文の如く判決す

被告千綱は闕席したるを以て此判決の送達ありたる日より三日内に故障の申立を為すことを得べし

明治三十七年五月三日

長崎控訴院刑事臨時部

| | | |
|--------|----|------|
| 裁判長 | 判事 | 磯野 衡 |
| 同院判事代理 | 判事 | 牧 龍太 |
| | 判事 | 糸永祐順 |
| | 判事 | 内藤每輔 |
| | 判事 | 佐伯経臣 |
| 裁判所 | 書記 | 樋口美湊 |

上記控訴審の判決により刑は確定した³³。

両判決ともに岩本千綱の職業は売薬商、作竹虎之助の職業は金物細工業、山本安太郎と佐々木徳母は

³³ 長崎裁判所に移管された岩本らの紙幣偽造事件裁判が、当時の長崎の新聞に報道されたか否かについて、国会図書館がマイクログフィルムを所蔵する『東洋日の出新聞』及び『鎮西日報』について、筆者は1903年10月から1904年末まで調べたが、関連の記事は全く見当たらなかった。

無職となっている。

1904年7月5日に、外務大臣は稲垣公使宛公信第32号を発遣し「岩本千綱外三名外国紙幣偽造輸入被告事件の判決確定したる旨を以て長崎控訴院検事長より別紙写の通り判決謄本回送有之候の趣司法省より通牒有之候間為御参考右及御送付候也」として、上述した第一審、控訴審の判決文を同封した。

1904年7月22日にテーワウォン外相は国王秘書官長ソムモット親王に同日の稲垣公使との会談内容を報告した。その中の紙幣偽造事件に関する部分は次の通りである。

偽金偽札其他契約文書等の偽造の件については、稲垣公使は日本政府が6月28日に緊急勅令177号を施行したとしてその内容を私に説明した。これに私は次のように答えた。日本政府がこのよう凶悪なことは止めさせてくれるものと確信している。日本の裁判所が紙幣偽造犯人を軽い刑にしか処さなかったのでタイ側には疑念が生じたが、私は稲垣公使が私に語った言葉を用いて説得している。それは、この日本人たちがタイ王国に入国する機会は二度とないだろう、それは連中がタイで紙幣偽造を易々と繰り返すことを防止しようとする意図に適っているだろうという言葉である、と。次に稲垣公使は、紙幣偽造についての初審の判決があったが、検事は控訴しており、判決には未だ至っていない。控訴裁判所は刑を重くするだろう、と語った(NAT 5.5 9.11/8,p.79)。

7月22日の時点では、5月3日の控訴院判決の報告(公信第32号)がバンコクに到着していなかった模様で、稲垣は控訴院の判決を知らなかったものと思われる。何れにしても、紙幣偽造犯の岩本千綱や山本安太郎などは二度とタイ王国には入国させないという確固とした意思をタイ政府も稲垣公使ももっていた。

実際に岩本千綱が、1904年1月に日本へ移送された後に、タイ王国の地を踏んだという記録は見つからない。1892年以来11年余に亘る岩本千綱のシャムとの関係は、紙幣偽造事件によって完全に途絶したのである。

おわりに

1904年5月3日に長崎控訴院で、200円の罰金刑を受けた岩本千綱のその後2年余の動向は判然としない。武藤頼母編『現代人物史』(東京、中外新聞社、1912年6月)の569頁に「隠れたる志士、岩本千綱君」の見出しで、次の記事が掲載されている。

隠れたる志士、岩本千綱君、余波未だ勢を止めず尚岸を洗ふと雖も、今や隣邦支那に於ける大擾乱も劍戟の煌[きらめき]をおさめ、着々効果を挙げて將に大局を結ばんとす。甫め明治四十四年十月二十六日夜、雲南省騰越革命乱起るや、終始革命軍の柱石となつて、遂に今日の末期に至る迄、画策縦横、よく其目的を貫徹せしめしに与つて力あるもの、素より多数の傑士ありと雖ども、我が隠れたる志士岩本千綱君の如きも、亦以て該動乱の進行に関する欠く可からざる中心人物たらずんばならず。君頭脳明晰頗る先見の明あり、夙に帝国発展に力を致し、常に北守南進の策を以て宿昔の志を達せんとなす、君が計謀する所に効を奏しつつある、これ偏に海国の地形よりして、又時勢よりして最も其当を得たる智謀に依る。明治二十四年以来、君大志を抱いて暹羅に

往復するの際、偶々梅屋〔庄吉〕氏の扶助を得大に意を強うす。三十七年故暹羅国王弟ポンサ親王男爵ペング其他数名の貴族と企図せし密計発覚し大失敗に終るや、暫く台湾朝鮮等に遊び、三十九年一先づ帰朝せし際、偶々雲南省干崖土司刀安〔刀安仁〕君に会見、互に時事を談ず。刀安君君に見る所あり、即ち国政に参与せしめ輔導の大任を委〔ゆた〕ぬ。於是君四十年雲南に赴く。四十一年土司聯邦会組織され刀安君其総長となり大に国勢の発展に腐心する折柄、四十四年八月憲政施行全準備として北京政府より土司廢止の上諭降る、為に土司等大に奮激し一切の指揮を刀君に托す、刀君亦此大問題を君に一任す。十月廿六日騰越革命党の領袖後援を刀君に求むや、刀君以て之を君に質し援兵を發す。後雲南全省革党の有に歸し刀君挙げられ大任を受け騰越に都督府を置く。君常に此帷幕に在つて謀議に参与し、未だ遺算あるを聞かず。君が光輝ある成功の活歴史、未だ其精細をなすの機ならざるを恨む。衷心君が未来の成功を祈り以て筆を擱かんとす。(在支那)

上記記事には、岩本千綱の肖像写真が付されていることから、記事の内容は岩本から直接聴取したものと思われる。この記事の中で、岩本は1903年のシャム紙幣偽造事件を暗示的に告白している。事件後岩本は、1904年から1906年にかけて台湾朝鮮に滞在したことも判る。

1906年10月に岩本はビルマを経て雲南省最西端の騰越の干崖に調査に赴き、これを契機に彼は干崖土司刀安仁支援の活動を開始するが、これについては本誌次号に譲りたい。



図6 千崖において同地貴族の服装の岩本千綱（奥山絵美氏所蔵）